

津市地域防災計画

〔 津波対策編 〕

令和6年度修正

津市防災会議

津市地域防災計画

〔津波対策編〕

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の基本方針	1
第3節 計画の構成	1
第4節 計画の修正	1
第2章 津波の被害想定等	3
第1節 基本的な考え方	3
第2節 津波の被害想定結果	3
第3章 津波災害予防計画	7
第1節 津波から防護するための施設の整備等	7
第2節 情報伝達体制の整備	8
第3節 津波災害予防対策の推進	9
第4節 防災意識・防災知識の普及	14
第4章 津波災害応急対策計画	16
第1節 活動体制の確立	16
第2節 津波に関する情報等の収集・伝達	17
第3節 監視・警戒体制	22
第4節 津波避難対策	23
第5章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止	27
第1節 東南海・南海地震が時間差発生する場合の対応	27
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	27
資料集 1 被害想定	28
2 津波避難ビル・津波避難協力ビル（指定緊急避難場所）指定一覧	33
3 津波浸水時に使用しない指定避難所一覧	40
4 津波警報等の標識	42
（参考） 被害想定	43

第1章 総 則

第1節 計画の目的

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第3条第1項の規定に基づき、平成26年3月28日付けで、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されるとともに、同日付けで、南海トラフ特措法第10条第1項に基づき、南海トラフ津波避難対策特別強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されました。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等があげられます。

このため、本市は国、県、指定公共機関、防災関係機関、地域住民等の様々な主体との連携を図り、効果的な防災対策を計画的に推進する必要があります。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条及び南海トラフ特措法第5条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震を始めとする大規模地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め、これにより津波災害対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

第2節 計画の基本方針

この計画は、南海トラフ特措法第5条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、津波による被害の発生を防止又は軽減するために、市及びその他の防災関係機関並びに市民のとるべき必要な措置等の基本的事項について定めるものです。

第3節 計画の構成

津市地域防災計画は、風水害等対策編、震災対策編、津波対策編及び資料編で構成し、津波対策編は、津波対策に係る必要な計画を定めるものであり、これに定めのない災害対策に係わる事項については、震災対策編の定めるところによります。

第4節 計画の修正

本計画は、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときは修正します。

なお、修正に当たっては、原則として次の手順で行います。

- 1 市防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画修正案を作成します。
- 2 市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定します。
- 3 市防災会議は、作成した防災計画について法第 42 条第 4 項の規定により県知事へ報告するとともに、市民等にその要旨を公表します。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもとその実現を図ります。

[注記]

要配慮者	高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等の災害時に自らが適切な行動をとりにくく、被害を受けやすい条件にある特に配慮を要する者をいいます。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。
同報系防災行政無線	市内各所に設置する屋外拡声子局から、津波や土砂崩れなどの警戒情報や避難情報等の緊急情報を、音声等により、一斉に放送できるシステムです。
移動系防災行政無線	電話やその他の通信網が利用できなくなるなどの甚大な災害が発生した場合における非常通信手段の一つとして、市の行政内部及び防災関係機関との間で相互に通信を行うことができるシステムです。

第2章 津波の被害想定等

第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、南海トラフを震源とし、津波を伴う広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震及び地殻上部の活断層を震源とし、局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震です。

ここでは、本市に被害を及ぼす地震で、津波を伴い、その被害が最も甚大かつ深刻であると考えられる南海トラフ地震が発生した場合の想定結果に基づき、市、防災関係機関及び市民等が一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとします。

また、本計画は、南海トラフ地震が発生した場合を基本としますが、東南海地震と南海地震が時間差で発生した場合における被害状況も考慮し、地震対策を推進するものとします。

第2節 津波の被害想定結果

1 東海・東南海・南海地震の被害想定

(1) 平成16年3月に三重県が発表した津波の浸水予測（東海・東南海・南海地震同時発生 M8.7）

ア 津波高と津波到達時間

地 点	0.5m津波到達時間 (分)	最大津波高 (満潮時) (m)	最大津波到達時間 (分)
津市河芸町中ノ川	71.3	2.63	143
津市河芸町田中川	71.1	2.39	143
津市白塚漁港(河芸地区)	70.4	2.48	142
津市白塚漁港(白塚地区)	70.0	2.52	143
津市志登茂川	68.8	2.62	180
津市安濃川	68.2	2.57	147
津市岩田川	66.9	2.89	145
津市御殿場	64.8	2.81	150
津市雲出鋼管町	64.4	2.55	147
津市香良洲町雲出古川	59.3	3.08	152
津市香良洲町海水浴場	58.2	3.06	138
津市香良洲町雲出川	57.8	3.16	138

イ 人的被害想定結果（津波による死者数）

海岸保全施設あり ※ 海岸保全施設が機能した場合			海岸保全施設なし ※ 揺れにより海岸保全施設が損傷し機能しなかった場合		
早朝	午後	夕方	早朝	午後	夕方
1	0	0	134	50	66

※ 三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年 3 月）から

ウ 海水浴客の被害想定結果

浸水範囲内人口 (人)	堤内地死者数 (人)	死者率 (%)	海水浴客数 (人)	死者数 (人)
58,843	50	0	4,355	4

※ 三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年 3 月）から

エ 建物被害想定結果

海岸保全施設あり				海岸保全施設なし			
全壊 棟数	半壊 棟数	軽微 棟数	床下 浸水	全壊 棟数	半壊 棟数	軽微 棟数	床下 浸水
3	51	49	60	484	364	15,425	24,871

※ 三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年 3 月）から

- (2) 平成 24 年 3 月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した津波の浸水予測（東海・東南海・南海地震同時発生 M9.0）

津波高と津波到達時間

地 点	0.5m津波到達時間 (分)	最大津波高 (満潮時) (m)	最大津波到達時間 (分)
津市河芸町中ノ川	64	3.59	233
津市河芸町田中川	63	3.51	155
津市白塚漁港(河芸地区)	58	3.64	220
津市白塚漁港(白塚地区)	56	3.23	234
津市志登茂川	54	3.24	171
津市安濃川	52	3.20	171
津市岩田川	51	3.30	145
津市御殿場	49	3.48	171
津市雲出鋼管町	49	3.38	170
津市香良洲町雲出古川	49	3.44	168
津市香良洲町海水浴場	48	3.65	167
津市香良洲町雲出川	49	3.40	168

(3) 南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等【第二次報告】（平成 24 年 8 月、内閣府南海トラフ巨大地震モデル検討会作成）

南海トラフの巨大地震については、最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成 24 年 3 月に第一次報告として、震度分布・津波高の推計結果が取りまとめられました。その後、同年 8 月に、モデル検討会において、第二次報告として新たな震度分布並びに津波高及び浸水域等の推計結果が取りまとめられました。

発生しうる最大クラスのものとして今回示された津波は、これまで本市が防災対策を推進する上で想定してきた津波と違い、海岸保全施設を超えて押し寄せることがある最大津波高 7 m とされました。しかし、これまでも「海岸保全施設が機能しない場合の浸水」に備えるための避難対策を講じてきており、そうした巨大な津波に対しても、基本的にはとるべき対策についての考え方は同じでありますので、対策の強化を図り対応していきます。

なお、次に示す津波想定は、平成 24 年 8 月に第二次報告として示された全 11 の検討ケースのうち、本市に浸水が最も広範囲に及ぶケースを示したものです。

<南海トラフ巨大地震モデル（津市）>

設定条件	津波到達時間（分）		津波高（m）		浸水面積（ha）
	1 m	3 m	最大	平均	
「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域と超大すべり域」を設定	67	132	7	6	1,960

(4) 平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月）

<津波予測>

地点	最大津波高（m） （満潮時、地殻変動量を考慮） （過去最大クラス）	20cm 津波到達時間 （分） （過去最大クラス）
河芸町中ノ川	3.2	67
河芸町田中川	3.3	66
白塚漁港（河芸地区）	3.4	68
白塚漁港（白塚地区）	3.4	66
志登茂川	3.5	65
安濃川	3.4	65
岩田川	3.3	65
御殿場	3.2	64
雲出鋼管町	3.4	62
香良洲町雲出古川	3.4	60

地点	最大津波高 (m) (満潮時、地殻変動量を考慮) (過去最大クラス)	20cm 津波到達時間 (分) (過去最大クラス)
香良洲町海水浴場	3.7	59
香良洲町雲出川	3.6	59

三重県は、国による被害想定公表を受け、ハード・ソフト両面からの大半の地震・津波対策の基本となる「過去最大クラスの南海トラフ地震」、津波避難対策の基本となる「理論上最大クラスの南海トラフ地震」、県内の主要活断層である、養老-桑名-四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）及び頓宮断層の三つの活断層を震源とする「内陸直下地震」について、地震被害想定調査を実施し、平成26年3月に公表しました。

2 想定する津波発生への対応

これまでの想定を大きく超える東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定する必要があります。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意し、とりわけ、津波災害は波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうるものであることを念頭に置く必要があります。

こうしたことを踏まえ、本市における津波対策については、次の考え方に基づいて推進するものとします。

発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波、いわゆる「概ね100年から150年程の間隔で、繰り返し発生してきた津波」として、平成16年3月に三重県が発表した東海・東南海・南海地震に係る津波シミュレーション結果（M8.7）を想定するものとし、これに対しては、これまでの対策を強化していくことが被害の発生防止、軽減に繋がることから、人命の保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備などの被害抑止策を、今後も講じていきます。

また、被害抑止策を超えて被害が発生することに備えるため、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波として、津波の浸水予測にあつては平成24年3月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震（東海・東南海・南海地震同時発生M9.0）を想定し、住民等の生命を守ることを最優先にした避難体制の構築を軸にして取組を進めるとともに、人的被害、物的被害等にあつては平成26年3月に三重県が発表したあらゆる可能性を科学的見地から考慮した「理論上最大クラスの南海トラフ地震」を想定し、総合的な津波対策の確立に向けた取組を進めます。

第3章 津波災害予防計画

- 南海トラフ地震等が発生した場合、本市沿岸部においても津波が来襲することが想定されるため、津波発生時又は発生のおそれがある場合の早急な情報伝達、適切な措置を講じる体制を確立します。
- 地震発生後、早期に高台等へ避難することが必要であることなど、津波に関する防災思想を普及します。

第1節 津波から防護するための施設の整備等

- 津波災害の防止及び軽減を図るため、海岸保全施設及び河川管理施設を整備するとともに、非常時の操作が円滑に行われるよう防潮扉、水門、樋門等の点検等を行います。



1 海岸保全施設及び河川管理施設の整備（建設部、上下水道事業局、上下水道管理局、農林水産部）

海岸、河川等の施設管理者は、津波による被害の発生を防止し又は軽減することにより円滑な避難を確保するため、堤防の計画的な補強・整備、防潮扉及び水門等の自動化等、必要な施設整備を推進します。

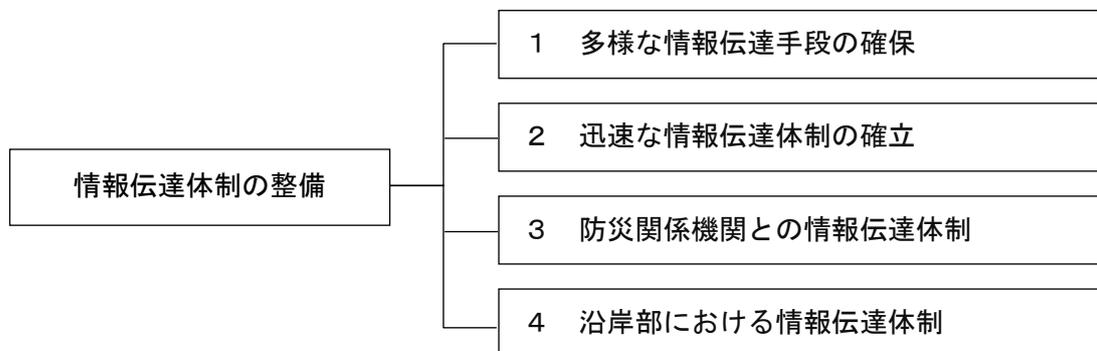
また、市は、第2章、第2節、2の「想定する津波発生への対応」に記述する考え方に基づき、平成16年3月に三重県が発表した東海・東南海・南海地震に係る津波シミュレーション結果（M8.7）を想定し、海岸保全施設等における耐震性の向上、津波や液状化対策等による安全性の確保について、施設管理者に要望し、海岸保全施設等の整備促進に努めます。

2 海岸保全施設及び河川管理施設の点検等（建設部、上下水道事業局、上下水道管理局、農林水産部）

各施設管理者は、津波発生時に迅速な対応ができるよう、堤防の耐震性の点検や防潮扉、水門、樋門等の点検を定期的に行うとともに、防潮扉、水門、樋門等の閉鎖を迅速かつ的確に行う体制を整備します。

第2節 情報伝達体制の整備

- 津波の発生及び避難の必要性等を緊急に伝達できる情報通信体制を確立し、津波による人命被害の防止・軽減を図ります。



1 多様な情報伝達手段の確保（危機管理部）

市は、市民等が津波から迅速に避難できるよう、津波警報等の伝達手段として、多様な伝達手段の確保に努めるとともに、市が整備する防災情報配信システム（メール及びファクス配信システム等）の利用促進を図ります。

2 迅速な情報伝達体制の確立（危機管理部）

市は、同報系防災行政無線等の既存の情報伝達システムと連動させることで、国から配信される緊急情報を市民等に対し瞬時に伝達することが可能となる全国瞬時警報システム（J-ALERT）の更なる活用推進を図る等、津波警報等の緊急情報を迅速に伝達する体制の充実に努めます。

3 防災関係機関との情報伝達体制（危機管理部）

市は、災害時等における情報通信環境を確保するため、全市域的な移動系防災行政無線システムの整備を行い、観測情報、災害情報等を円滑に相互提供できるよう、主要な防災関係機関に対して当該無線システムの通信機器を配置します。

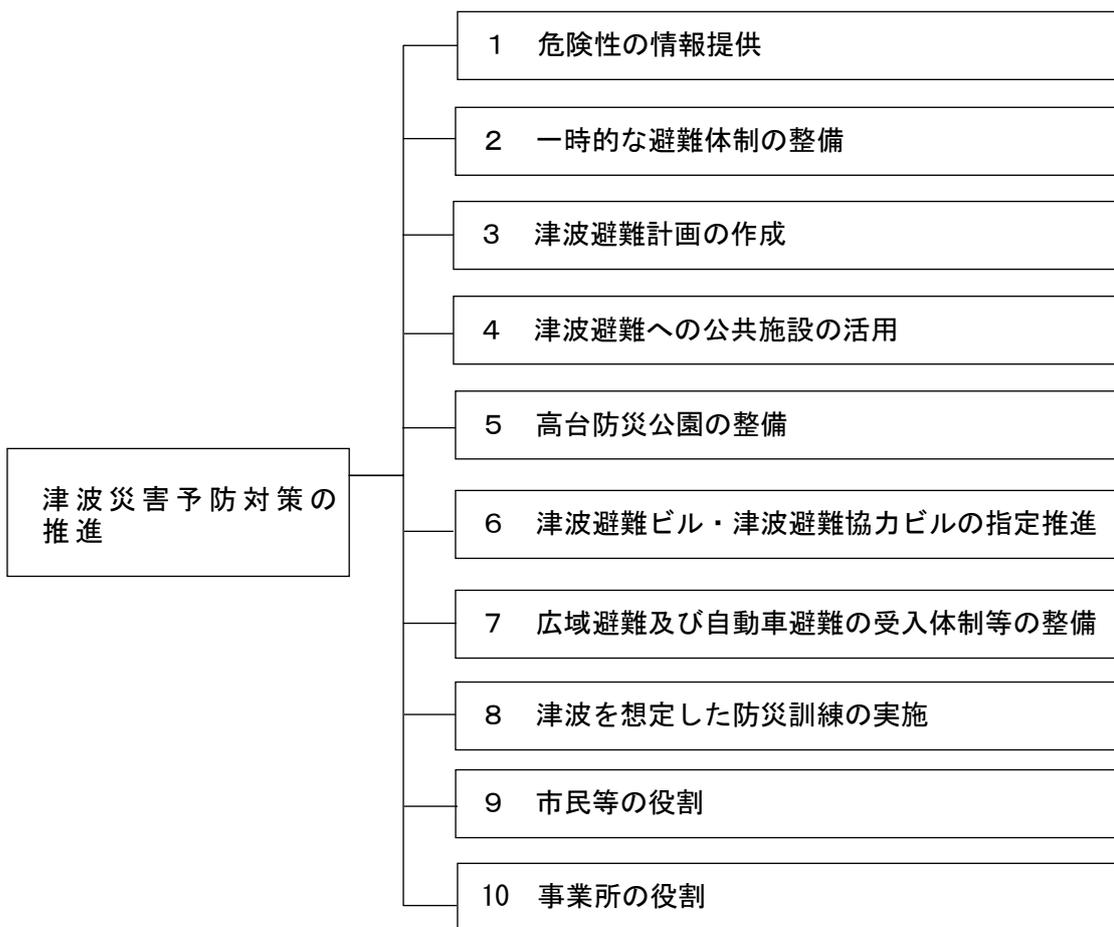
市及び防災関係機関は、市が整備する移動系防災行政無線のほか、三重県防災情報通信ネットワーク等、様々な通信手段を活用し、情報の共有化体制の確立に努めます。

4 沿岸部における情報伝達体制（危機管理部、消防本部）

市は、多数の人出が予想される海岸付近の観光客や漁業従事者等への情報伝達体制を確立するよう努めます。

第3節 津波災害予防対策の推進

- 津波による被害を未然に防止するため、津波による浸水が予測される地域等を記したハザードマップ等を作成するとともに、津波危険度の高い地域については、津波避難計画の作成を支援するなど、津波避難に関する意識を啓発します。
- 津波からの被害を最小限に食い止めるため、逃げ遅れた市民等の緊急かつ一時的な避難場所として、津波避難ビルや津波避難協力ビルの指定を推進し、津波からの避難対策の強化を図ります。



1 危険性の情報提供（危機管理部）

(1) 津波ハザードマップ

市は、国や県等の被害想定に基づき、津波による浸水が予測される地域を記したハザードマップ等の作成・充実を図ります。

(2) 海拔表示

市は、津波時の迅速な避難の目安となるよう、津波浸水予測地域内及び地域外の避難所並びに一時的避難場所に海拔表示の設置を進めます。また、津波浸水予測地域内にある電柱等への海拔表示の設置に努めます。

2 一時的な避難体制の整備（危機管理部）

(1) 指定緊急避難場所（緊急一時的な避難ができる施設）の指定

災害の種類や状況によって、危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、法第 49 条の 4 の規定に基づき、災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定します。

《指定基準》

ア 「津波」の場合

平成 23 年度地震被害想定調査に基づく津波浸水予測図により、津波の浸水が想定される津地域、久居地域、河芸地域、香良洲地域の沿岸部を対象とします。

(ア) 津波浸水予測図に基づき、津波浸水予測区域外にある公園などのオープンスペースを基本に指定します。ただし、津波浸水予測区域内の建物であっても、津波に対して安全な構造の建物（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）第 56 条第 1 項第 1 号及び津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成 23 年 12 月 26 日国土交通省令第 99 号）第 31 条第 1 号に掲げる基準に適合する建物）については指定します。

(イ) 建物の構造が鉄筋コンクリート造（RC 造）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC 造）であり、3 階以上の建物であること。ただし、屋上に避難可能なスペースがある 2 階建ての建物については指定できるものとします。

(2) 一時避難場所の指定

緊急一時的な避難の場である一時避難場所については、法第 49 条の 4 の規定に適合する施設等を選定・指定するものとし、併せて、同条に基づく指定緊急避難場所に指定します。

なお、一時避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとします。

《一時避難場所の選定基準》

ア 一時避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持ち、津波に対して安全な構造の建物等であること。

イ 避難者一人当たりの面積が、概ね 1 m²以上であること。

ウ 危険な地域を避けること。

(ア) 津波が予測される区域

(イ) 危険物等が備蓄されている施設の周囲

(ウ) 耐震性が確保されていない建物の周囲

エ 浸水が予測されている施設については、浸水深より上に有効な避難スペースがあること。

(3) 避難路の選定基準

ア 危険のないところ

(ア) 津波等が予測される区域以外にあること。

(イ) 地下に危険な埋設物がないこと。

(ウ) 倒壊により道路を閉塞するおそれのある建物や構造物等が沿線にないこと。

イ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

ウ 避難路は相互に交差しないこと。

エ 避難場所まで複数の道路を確保すること。

(4) 地域住民の参画

避難場所や避難路の選定は、地域の自主防災組織、住民の参画を得て行います。

(5) 避難誘導體制の整備の避難場所

ア 市は、自主防災組織等と協力し、危険箇所・津波の浸水区域等を把握し、住民等の安全な避難誘導が行えるよう体制づくりを行います。

イ 避難に当たっては、避難行動要支援者の安全を優先して確保するため、消防団、自主防災組織を中心に自治会、福祉関係機関等と連携を図り、地域の特性を考慮します。また、避難行動要支援者のそれぞれの特性にも配慮し、避難行動要支援者と一緒に避難する避難誘導體制を整備します。

ウ 駅、学校、保育所、こども園、福祉施設、病院、図書館など多くの人に利用される施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練に努めます。

エ 避難場所を示す標識、案内板を設置します。

オ 避難場所へ誘導する標識、案内板を設置します。

カ 夜間においても確認できる標識、案内板を設置します。

キ 市の広報紙や地域における自主防災組織等の避難訓練により、一時避難場所並びに避難場所について住民への周知を図ります。

3 津波避難計画の作成（危機管理部、河芸総合支所、香良洲総合支所）

市は、地域の特性に応じた迅速かつ安全な避難体制づくりを進めるため、地域住民による津波避難計画の作成に当たり、先進的な取組事例を紹介するなど必要な情報を提供するとともに、講師派遣等の支援を行います。

なお、地域の津波避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者の避難支援体制に配慮した計画とします。

4 津波避難への公共施設の活用（危機管理部、各施設管理者）

市は、津波からの市民等の避難を確保するため、沿岸部等の公共施設について、当該施設の構造や階層等を考慮の上、津波からの避難のための施設としての活用を推進します。

また、市は、津波による浸水が予測される地域等において、学校等の屋上を避難場所として有効に活用するため、屋上フェンスや外付階段の整備及び改修を行います。

なお、津波からの避難に活用できる公共施設や民間施設が存在しない地域においては、平常時から有効に活用でき、かつ災害時には津波避難が可能となる施設の整備を検討します。

5 高台防災公園の整備（建設部）

市は、津波による浸水が予測される香良洲地域に、国県との連携の下、公共事業の排出土を有効利用した高台を造成し、平時には公園として、また、津波災害時には逃げ遅れた方などの一時避難場所（指定緊急避難場所）として活用できる高台防災公園を整備します。

高台防災公園への進入路は、津波災害時を想定し、短時間で多く人の避難が可能となるよう複数整備すると共に、高台防災公園の周辺から進入路へのアクセス道路も避難路として整備します。

また、整備後は、災害時に高台防災公園の各施設を避難者が確実に活用できるよう、毎年、地域住民を対象とした防災研修、避難訓練等により、避難方法や避難時の利用方法を確認し津波災害対策の向上を図ります。

【主要な施設の津波災害時の活用方法】

ア 管理棟（災害用物資保管場所を併設）及び屋内運動施設は、避難者の救護・避難場所として活用します。

イ 多目的グラウンドは、救助機関によるヘリコプターの緊急離発着場として活用します。

ウ 多目的広場は、車中泊のできる自動車避難スペースとして活用します。

エ 芝生広場は、屋外避難が可能な避難者の屋外テントスペースとして活用します。

6 津波避難ビル・津波避難協力ビルの指定推進（危機管理部）

(1) 津波避難ビルの指定

市は、避難が遅れた市民や救助活動に従事する者等が、津波から緊急かつ一時的に身の安全を確保することができるよう、浸水が予測される地域内の公共施設及び民間施設を対象に、津波避難ビルとして、また、法第 49 条の 4 の規定に基づく津波時の指定緊急避難場所として指定を進めます。

なお、津波避難ビルは、原則として堅牢な中高層建築物とし、指定状況については、津波対策編資料集のとおりです。

また、地震発生時に震度 5 弱で自動解錠する、鍵等を保管できる収納箱の設置を推進します。

(2) 津波避難協力ビルの指定

市は、津波避難ビルと同様の機能を有するものの、利用できる日時に制限のあるビル等を、津波避難協力ビルとして、また、法第 49 条の 4 の規定に基づく津波時の指定緊急避難場所として指定を進めます。

なお、指定状況については、津波対策編資料集のとおりです。

(3) 津波避難ビル・津波避難協力ビルの周知

津波避難ビル及び津波避難協力ビルを効果的に活用するため、市は、施設名、所在地、避難のため利用できる場所、避難入口、その他緊急かつ一時的な避難施設であること等、津波避難に係る正しい行動等について、広報紙をはじめ、ホームページ等様々な方法により市民等に周知します。

また、市は、指定した施設に対し、津波時の緊急避難場所としての表示を行うとともに、道路上への案内標識の設置などを進めます。

7 広域避難及び自動車避難の受入体制等の強化（危機管理部、市民部、政策財務部）

市は、津市広域避難計画に基づき、沿岸部の津波浸水予測地域外の指定避難所に収容しきれない避難者を拠点施設（第一広域避難施設）から避難先の指定避難所（第二・第三広域避難施設）およびその他補完施設へ移送します。その他補完施設のさらなる確保に向け、県有施設の協力や民間事業者との災害時応援協定の締結を推進し、広域避難及び自動車避難の受入体制等の強化に努めます。

8 津波を想定した防災訓練の実施（危機管理部、消防本部、教育委員会事務局、健康福祉部）

市は、「震災対策編 第2編 第2章 第2節 防災訓練の実施」に準じて、各種防災訓練を実施しますが、津波から一人でも多くの要配慮者等の人命を救うため、津市避難行動要支援者名簿を活用し、自主防災組織等の関係機関を含めた防災訓練の実施に努めます。

9 市民等の役割

市民等は、平常時から津波に関する地域の危険性を認識し、避難場所及び避難経路等を把握するとともに、市や事業所等とも連携し、津波を想定した避難訓練等の実施に努めます。

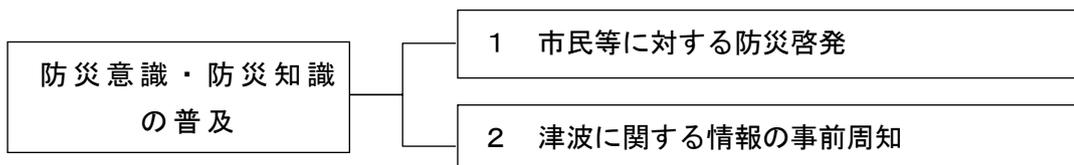
また、市民等は、迅速かつ的確な行動が行えるよう、ラジオ、テレビの放送を聴取するほか、平常時からその他情報収集手段を確保するなど、自ら積極的な情報収集に努めます。

10 事業所の役割

事業所は、事業所内の防災体制の充実を図るとともに、地域の一員であることを自覚し、積極的に地域の防災に寄与するよう努めます。

第4節 防災意識・防災知識の普及

- 津波による被害防止と軽減を図るために重要なことは、「自分の身は自分で守る」という市民一人ひとりの防災意識であることから、市民等に対し、津波の特徴や危険性等の周知啓発を行い、防災知識の普及を図ります。



1 市民等に対する防災啓発（危機管理部、健康福祉部、農林水産部、都市計画部）

市は、市民等に対し、津波災害における日頃の備えと津波発生時の的確な行動等、防災に対する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の内容の周知を図ります。

また、防災知識の普及に当たっては、特に高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域で要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズなど多様な視点に十分配慮するよう努めます。

(1) 市民に対する内容

- ア 強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等安全な場所に避難すること。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手すること。
- ウ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等安全な場所に避難すること。

なお、原則として避難は徒歩で、やむを得ない場合（※）は車で国道23号よりも山側（西方）の安全な場所まで避難すること。

- （※） 「やむを得ない場合」とは、一人では速やかな移動ができない高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を伴って避難することが必要な場合とします。

参考：交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）

第10章第3節3 大地震が発生したとき

- (2) ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

- エ 津波注意報でも、海水浴や釣り等は危険なので行わないこと。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで沿岸部に近付かないこと。

(2) 船舶に対する内容

- ア 強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避すること。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手すること。

- ウ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避すること。
- エ 港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとること。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで沿岸部に近付かないこと。
 - ※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うものとします。

2 津波に関する情報の事前周知（危機管理部、教育委員会事務局）

(1) 津波による浸水予測の周知

市は、津波による浸水が予測される地域について事前に把握し、これら津波災害に関する情報を地域の災害危険度を示す防災マップ等にまとめ、市民等への周知を図ります。

学校においても、津波災害に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進します。

(2) 避難経路や避難場所の周知

市は、地域住民と協力し、地域の津波避難計画作成を支援するとともに、日頃から避難経路や避難場所の周知を図ります。加えて、その地域に不案内な方にも有効な避難所等案内標識の設置にも努めます。

また、高齢者、障がい者等を適切に避難誘導するため、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から地域で避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めます。

学校においても、学校、家庭、地域が一体となった防災への取組を推進し、浸水が予測される地域については、津波避難計画を作成し、その周知に努めます。

(3) 海拔や標高の周知

市は、道路管理者の協力を得て、津波時の迅速な避難の目安となるよう、カーブミラー等に海拔表示を行い、津波浸水予測地域及びその周辺の海拔を周知します。

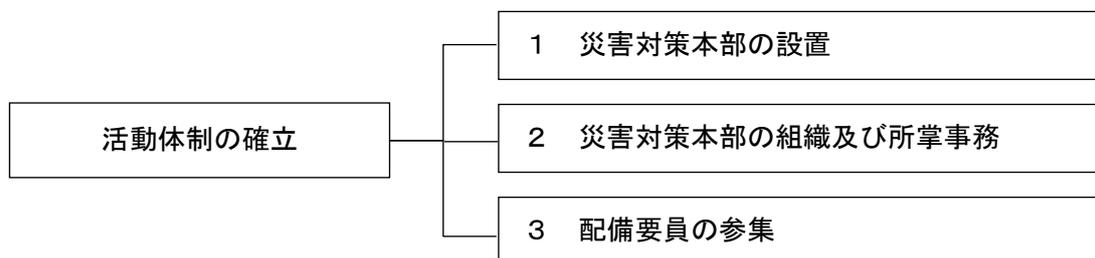
また、津波から避難するための参考となる「津市沿岸地域標高マップ」を作成し、ホームページや広報紙等により、広く市民等へ周知します。

第4章 津波災害応急対策計画

- 南海トラフ地震等、津波を伴う大規模地震が発生した場合の被害の拡大防止措置及び被災者に対する応急措置について、基本的な計画を定めます。

第1節 活動体制の確立

- 地震による津波発生時に的確な応急活動を実施するため、迅速な初動体制の確立を図ります。



1 災害対策本部の設置（危機管理部）

市は、南海トラフ地震等、津波を伴う大規模地震が発生した場合は、法に基づき、直ちに津市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑な応急対策を実施します。

(1) 設置基準及び廃止基準

災害対策本部の設置基準及び廃止基準は、「震災対策編 第2編 第4章 第1節 災害対策本部」に準じます。

(2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、「震災対策編 第2編 第4章 第1節 災害対策本部」に準じ、適切に判断します。

2 災害対策本部の組織及び所掌事務（危機管理部）

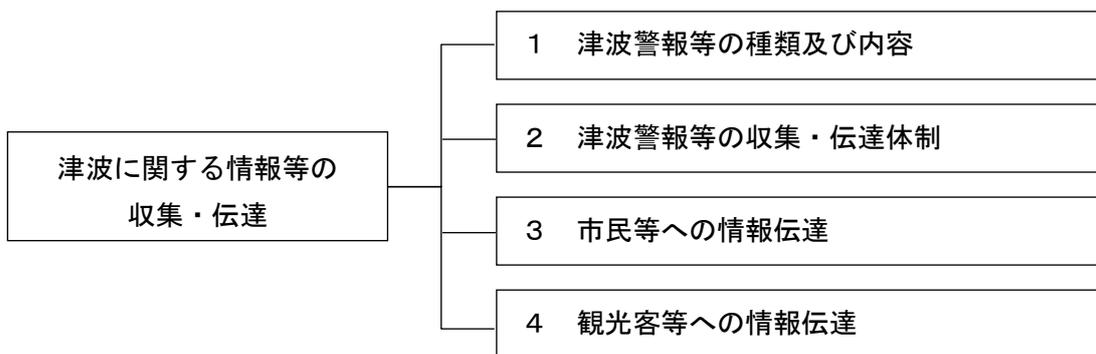
災害対策本部の組織及び所掌事務は、「震災対策編 第2編 第4章 第1節 災害対策本部」に準じます。

3 配備要員の参集（各部、各総合支所）

災害対策本部員の参集は、「震災対策編 第3編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じます。

第2節 津波に関する情報等の収集・伝達

○ 市は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく津波警報等及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく津波に関する情報等を収集し、迅速かつ正確に市民等へ伝達します。



1 津波警報等の種類及び内容

津波警報等の発表は、気象庁本庁が行い、本市には「伊勢・三河湾」を予報区として発表されます。

(1) 津波警報等

津波警報等は津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表され、その内容は次のとおりです。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報 (特別警報)	予測される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 高さ ≤ 10m	10m		
		3m < 高さ ≤ 5m	5m		
津波警報	予測される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い	
津波注意報	予測される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注1) 津波警報等の留意事項等

ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

ウ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

《三重県が属する津波予報区》

- 伊勢・三河湾：愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く）、
三重県（伊勢市以南を除く）
- 三重県南部（伊勢市以南に限る）



(2) 津波情報

津波情報は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表するものであり、その種類と内容は次のとおりです。

[津波情報の種類と発表内容]

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 発表される津波の高さの値は、[津波警報等の種類と発表される津波の高さ等]参照
	各地の満潮時刻、津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻、津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

※ 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(7) 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる可能性がある。

(4) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

(7)津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

(7)津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(4)場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

(7)津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

(4)津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

津波予報は、津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表され、その内容は次のとおりです。

[津波予報の発表基準と発表内容]

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨の発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 津波警報等の収集・伝達体制（危機管理部）

(1) 津波警報等の収集・伝達

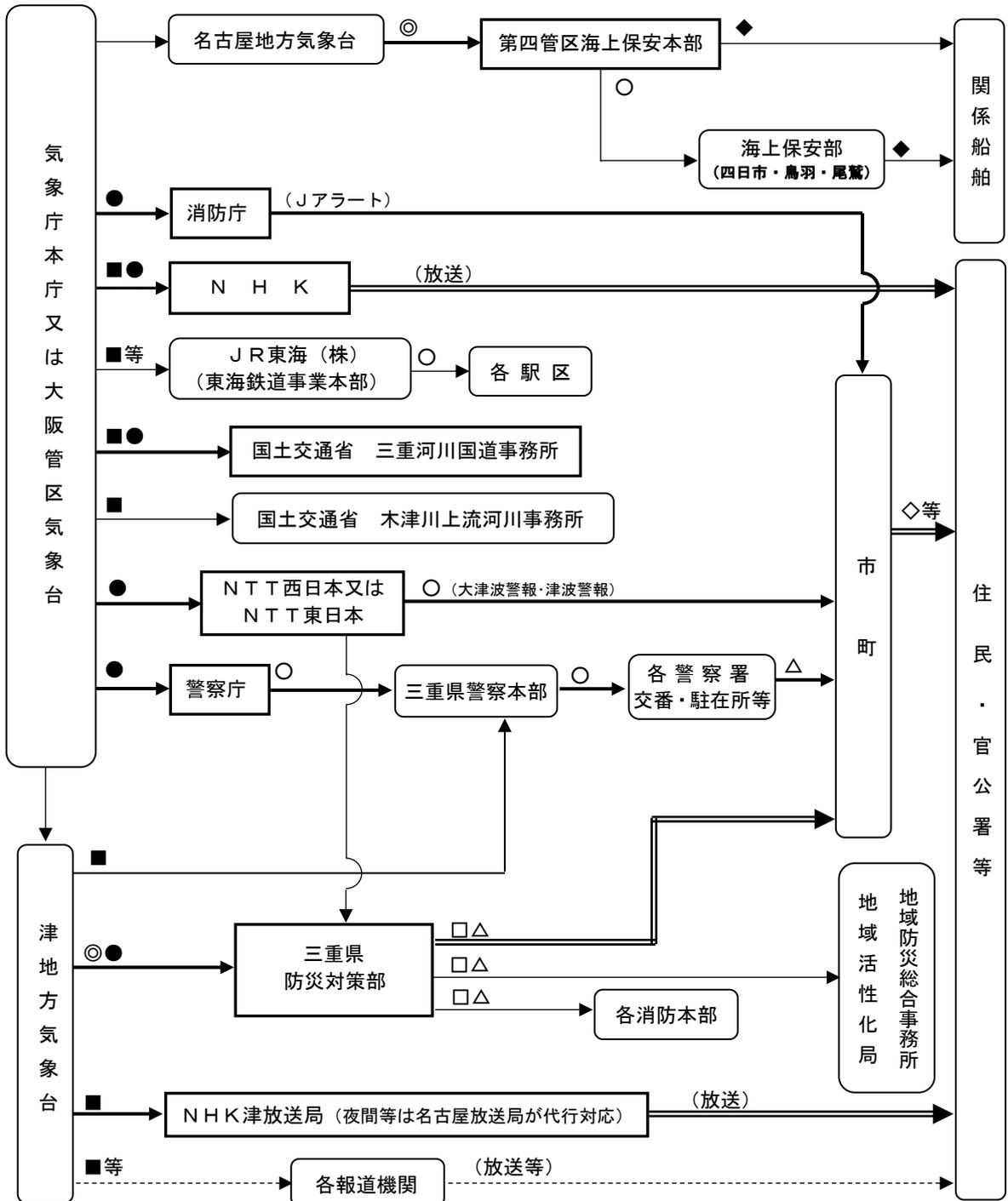
市は、防災関係機関と連携し、津波に関する情報を迅速に収集するとともに、安全対策に配慮の上、現地へ職員を派遣する等、津波の状況及び被害の状況等の把握に努めます。

また、防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて、それぞれの所掌する災害情報の収集に努め、三重県防災情報システム、電話、ファクス、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ、最も有効な手段を用いて情報伝達を行います。

(2) 津波警報等の伝達系統

津波警報等は、次の系統により伝達します。

《津波警報等伝達系統図》



凡 例	
□	気象業務法第 15 条の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
→	気象業務法第 15 条の法令による通知系統
----->	気象業務法第 13 条の法令による周知系統
→	三重県地域防災計画、協定、その他による伝達系統
⇒	気象業務法第 15 条の 2 による特別警報の通知もしくは周知の措置の系統

凡 例	
◎	防災情報提供システム（専用回線）
■	防災情報提供システム（インターネット）
●	気象庁専用回線（ADESS 回線等）
○	専用の電話・FAX
△	一般の加入電話・FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市町防災行政無線
◆	無線通報等

3 市民等への情報伝達（政策財務部、危機管理部、消防本部）

(1) 市民等への周知

市は、関係機関とも連携し、津波警報等が発表された場合には、以下の事項について、速やかに市民等へ周知徹底します。

- ア 発生した地震及び津波、今後の地震及び津波に関する情報
- イ 避難指示、避難所に関する情報
- ウ その他、市民、事業所、海浜利用者等が急ぎとるべき措置に関する情報

(2) 伝達の手段

津波警報等の伝達は、以下に示す様々な手段の中から効果的な手段を用いて行うこととします。

- ア 同報系防災行政無線
- イ 防災情報配信システム（メール（多言語版含む。）・ファクス配信システム、電話応答システム）
- ウ 通信事業者の提供する緊急速報サービス（エリアメール等）
- エ ホームページ
- オ CATV（データ放送を含む。）
- カ 報道機関を通じた伝達
- キ 広報車による伝達
- ク サイレン等
- ケ 緊急告知ラジオ

（注）サイレン等により津波警報等を周知する場合の標識は、資料編のとおりです。

なお、全国瞬時警報システム（J-ALERT）で津波警報等の情報を受信した場合、当該機器と連動する同報系防災行政無線及び防災情報配信システム（メール配信）により、自動放送・配信が速やかに行われます。

4 観光客等への情報伝達（危機管理部、都市計画部、農林水産部、商工観光部）

海水浴客、釣り客等の海岸付近にいる観光客等に対しては、同報系防災行政無線による一斉放送などにより、適切に情報伝達が行えるよう努めます。

第3節 監視・警戒体制

- 津波警報等が発表された場合、河川、海岸等の危険箇所等において、巡視及び警戒活動を行います。
- 水位の変動等を監視し、必要に応じて、防潮扉、水門、樋門の適切な開閉を行います。



1 監視・警戒活動の実施（建設部、上下水道事業局、上下水道管理局、農林水産部、消防本部）

(1) 監視・警戒

市は、津波警報等が発表された場合又は地震による津波災害の発生が予想される場合、直ちに河川及び海岸の堤防施設や防潮扉、水門、樋門等の津波防護上重要な各種施設の巡視及び警戒にあたり、被害状況等を把握します。

また、市は、危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川及び海岸等の管理者に報告するとともに、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努めます。

(2) 防潮扉、水門、樋門等の操作

防潮扉、水門、樋門等の管理者（操作責任者）は、津波注意報等が発表された場合、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉の適切な開閉を行います。

(3) 安全対策への配慮

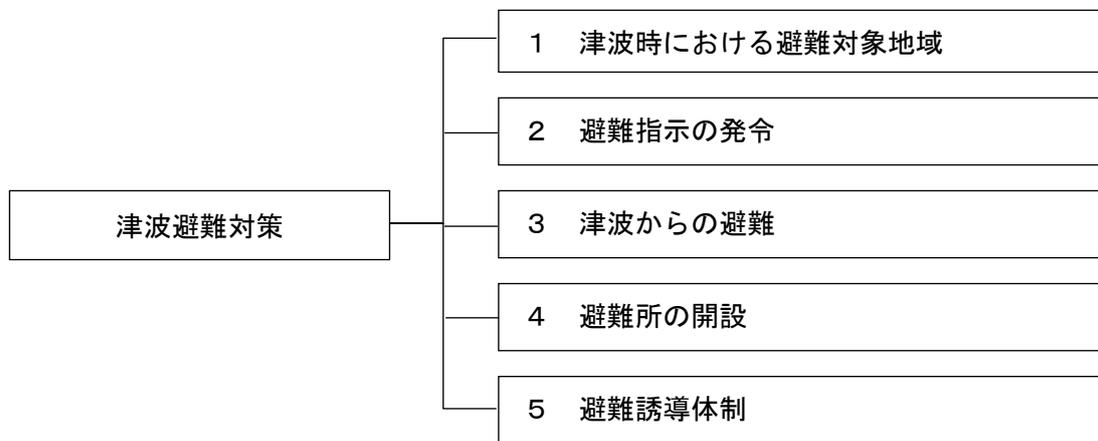
河川及び海岸の堤防施設や防潮扉、水門、樋門等の巡視及び操作に当たっては、津波の状況等を踏まえ、津波が到達する前までに安全な場所へ退避する等、安全対策に配慮します。

2 応急措置の実施（建設部、上下水道事業局、上下水道管理局、農林水産部）

河川及び海岸の堤防施設や防潮扉、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに関係機関に報告するとともに、必要な応急措置を講じます。

第4節 津波避難対策

○ 大津波警報、津波警報の発表、避難指示の発令に基づく避難行動に際し、市民の混乱を回避し、迅速かつ的確な避難誘導を実施し、被害の防止、軽減を図ります。



1 津波時における避難対象地域（危機管理部）

津波時における避難対象地域は、津波による浸水被害の発生が予測され、避難を必要とする地域であり、平成 24 年 3 月に三重県が発表した東海・東南海・南海地震が同時発生（M9.0）した場合の津波浸水予測図【防潮堤等の施設がないとした場合】により、津波による浸水が予測されている地域（以下、「津波浸水予測地域」という。）とします。

なお、本市における津波浸水予測地域については、津波対策編資料集で示すとおりです。

2 避難指示の発令

(1) 避難指示の発令基準（危機管理部）

《津波の避難指示発令の基準》

種 別	発令基準
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢・三河湾津波予報区に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。

※避難対象地域に対し、避難指示の発令を判断します。

ア 津波警報及び大津波警報

市は、津波による被害から市民の生命、身体の安全を確保するため、伊勢・三河湾津波予報区に津波警報及び大津波警報が発表された場合等における避難指示の発令基準に基づく判断のもと、迅速かつ的確に避難指示を発令します。また、停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合は、避難指示の発令を検討します。

なお、国外で発生した遠地津波に伴う津波警報又は大津波警報が発表されたときは、津波到達予想時刻前に、同報系防災行政無線放送をはじめ適切な方法により、堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる市民等に退避し海岸付近に近づかないよう、注意喚起等を行います。

イ 津波注意報

市は、伊勢・三河湾予報区に津波注意報が発表されたときは、津波到達予想時刻前に、同報系防災行政無線放送により、堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる者に退避すること及び海岸付近に近付かないことを注意喚起するとともに、巡視等を行います。また、外国で発生した遠地津波に伴う津波注意報が発表されたときは、原則として、最寄りの津波観測点（鳥羽）の海面の潮位変動が確認された場合に津波到達予想時刻の概ね1時間前に注意喚起を行うとともに、巡視等を行います。

(2) 避難指示の伝達方法（政策財務部、危機管理部、消防本部）

津波災害における避難指示は、その性格上、迅速な伝達が求められることから、全国瞬時警報システム（J-ALERT）での津波警報等の受信と連動して自動で行われる同報系防災行政無線及び防災情報配信システム（メール配信）の放送・配信をもって避難指示の発令とみなすこととします。

その後も、同報系防災行政無線による放送を継続して行うほか、メール及びファクス配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス、ホームページ、CATV、広報車等の様々な手段により、市民等へ情報伝達を行います。

また、必要に応じて、報道機関への放送の要請や自主防災組織・自治会等への連絡網による伝達、警察・消防団等関係機関にも周知協力を求めるなど、避難指示の周知徹底に努めます。

なお、同報系防災行政無線により伝達する場合には、サイレン音の後、避難指示に関する情報を音声で伝達することとし、その伝達パターンは以下のとおりとします。

《避難指示の伝達パターン》

内容	サイレンパターン	音声放送内容（例）
避難指示	<p>【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 × 2回 【5秒】 (6秒) 【5秒】</p>	<p>伊勢・三河湾沿岸に津波警報（大津波警報）が発表されました。</p> <p>沿岸や川沿いの地域にいる方は、できる限り遠くの高台等、安全な場所に避難してください。</p>

※ なお、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市は事前避難対象地域を設定せず、また直ちに避難情報の発令も行いませんが、状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、1週間から2週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。

※ 津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるとき、地震による強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合、津波警報等の発表や避難指示の発令を待たず、市民等が自発的かつ速やかに避難行動をとるよう啓発します。

※ 「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定）内閣府」に基づく津波警報等発表時の対応について、津波警報等が発表された場合は、堤外に存在する市民等及び堤内の市民等に対して、

避難指示の発令を検討することとします。また、遠地地震についてもガイドラインに基づき、対応を検討することとします。

3 津波からの避難（危機管理部）

南海トラフ地震が発生した場合、本市では、第2章、第2節、2の「想定する津波発生への対応」に記述する考え方に基づき、平成24年3月に三重県が発表した東海・東南海・南海地震同時発生（M9.0）の津波の浸水想定により、本市沿岸部に津波が到達する時間は、最短で、0.5mの津波が約48分後、最大の津波が約145分後とされており、津波が到達するまでの間に、「より遠く、より高い場所」へ迅速に避難することが重要です。

(1) 市民等の避難行動

避難対象地域内の市民等は、津波警報等の緊急情報を入手した際には、国道23号線よりも山側（西方）を目指し、津波浸水予測地域外の避難所、一時避難場所、公園、広場又は高台等の安全な場所（地域）へ、周囲に避難を呼びかけつつ、自ら率先して迅速に避難することを基本とします。

ただし、津波浸水予測地域内で、津波からの避難が遅れた市民、救助活動に従事する者又は避難行動要支援者等が、津波浸水予測地域の外へ避難する時間的猶予がない場合等は、近くの高台、あるいは、状況に応じて津波避難ビルや津波避難協力ビルをはじめとした堅牢な高い建物等に一時的に緊急避難するものとします。

ア 津波注意報発表時（注意喚起）

津波注意報が発表された場合、堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる市民及び観光客等は、迅速に海岸付近から退避するものとします。また、沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにするとともに、市及び報道機関等からの情報を収集するなど、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図るものとします。

イ 大津波警報又は津波警報発表時（避難指示）

大津波警報又は津波警報発表時においては、堤防等を乗り越えることも予想されることから、避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸水予測地域外の安全な場所へ迅速に避難するものとします。

区 分	市民等の基本的な行動
津波注意報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる市民及び観光客等は、迅速に海岸付近から退避する。 ・沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにする。 ・市及び報道機関等からの情報を収集する等、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図る。
大津波警報 又は 津波警報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸水予測地域外の避難所、一時避難場所、公園、広場又は高台等の安全な場所（地域）等へ迅速に避難する。

(2) 津波避難ビル・津波避難協力ビルへの一時避難

津波避難ビル及び津波避難協力ビルへの一時避難は、原則として、大津波警報、津波警報が発表され避難指示が発令された時からその解除等により津波のおそれなくなった時までとし、一時避難者は、安全が確認された段階で、周辺の被害状況等も考慮し、避難所又は自宅等へ移動するものとし、

ただし、津波避難ビル等は、津波による浸水予測地域内にあることから、必ずしも安全が保障されるものではないことに留意する必要があります。

なお、津波避難ビル、津波避難協力ビルは津波対策編資料集のとおりです。

4 避難所の開設（市民部、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部）

市は、「震災対策編 第3編 第1章 第6節 避難対策活動」に準じて避難所の開設を行います。が、第一次的な措置として、原則、津波浸水予測地域内の避難所は開設しないものとします。ただし、津波のおそれがなくなった場合には、津波による浸水被害がみられない又は浸水被害が軽微な避難所については、津波浸水予測地域内であっても、周辺の状況等に応じて、あらかじめ施設の安全性を確認後、避難所の開設を行います。

また、指定避難所に指定されている市立の小・中学校においては、施設管理者と調整の上、気温や災害の規模等により、体育館の他、校舎棟の教室や多目的教室等を積極的に活用することとします。さらに、体調不良者、妊産婦等の配慮が必要な方々については、専用のスペースを確保するよう努めます。

なお、津波浸水予測地域内にある避難所は、津波対策編資料集のとおりです。

5 避難誘導體制（消防本部、危機管理部）

市は、市民等が安全かつ迅速に避難ができるよう、警察、消防団等の関係機関と連携し、避難誘導に当たります。原則として国道23号より山側（西方）の安全な場所へ誘導します。

津波浸水予測地域で避難誘導を行う場合は、自身の安全を第一として津波到達時刻までに津波浸水予測地域外へ退避することを原則とし、退避することができない場合に備え、事前に津波避難ビルなどの退避場所を確認した上で、可能な時間まで活動します。

ただし、市及び関係機関の誘導だけでは限界があるため、地域の自主防災組織等は、避難行動要支援者も含め、地域でまとまった避難誘導の実施に努めます。

第5章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

- 東南海地震と南海地震が数時間から数十時間の時間差で発生する可能性があることを踏まえ、災害の拡大防止に向けた地震への対応を図ります。
- 南海トラフ地震の多様な発生形態に備え、国が南海トラフ沿いの地域において地震の発生可能性が高まっている旨の情報を発表した場合には、その情報を活用し、被害軽減に向けた対応を図ります。

第1節 東南海・南海地震が時間差発生する場合の対応

1 市民への防災意識の啓発（危機管理部）

市は、東南海地震と南海地震が数時間から数十時間の時間差で発生する可能性があることを踏まえ、これらの地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知し、防災意識の啓発に努めます。

2 時間差発生に備えた避難の検討（危機管理部）

東南海地震が発生した後、連続して南海地震の発生が懸念される場合においては、市民等の安全確保のため、津波の来襲や土砂災害の発生が懸念される地域等に対し、状況に応じて避難の実施を検討します。

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1 市民への周知

市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、直ちに地震や津波が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的な混乱が発生しないよう、情報の内容と取るべき対応を正しく住民に周知します。

南海トラフ地震臨時情報発表時の市民への周知は、「震災対策編 第3編 第1章 第2節 災害情報の収集・伝達」のとおりとします。

2 時間差発生に備えた避難の検討

市は、事前避難対象地域の設定をせず、また直ちに避難情報の発令も行いませんが、状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、1週間から2週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。

南海トラフ地震臨時情報発表時の時間差発生に備えた避難の検討は、「震災対策編 第2編 第3章 第5節 避難体制の整備」のとおりとします。

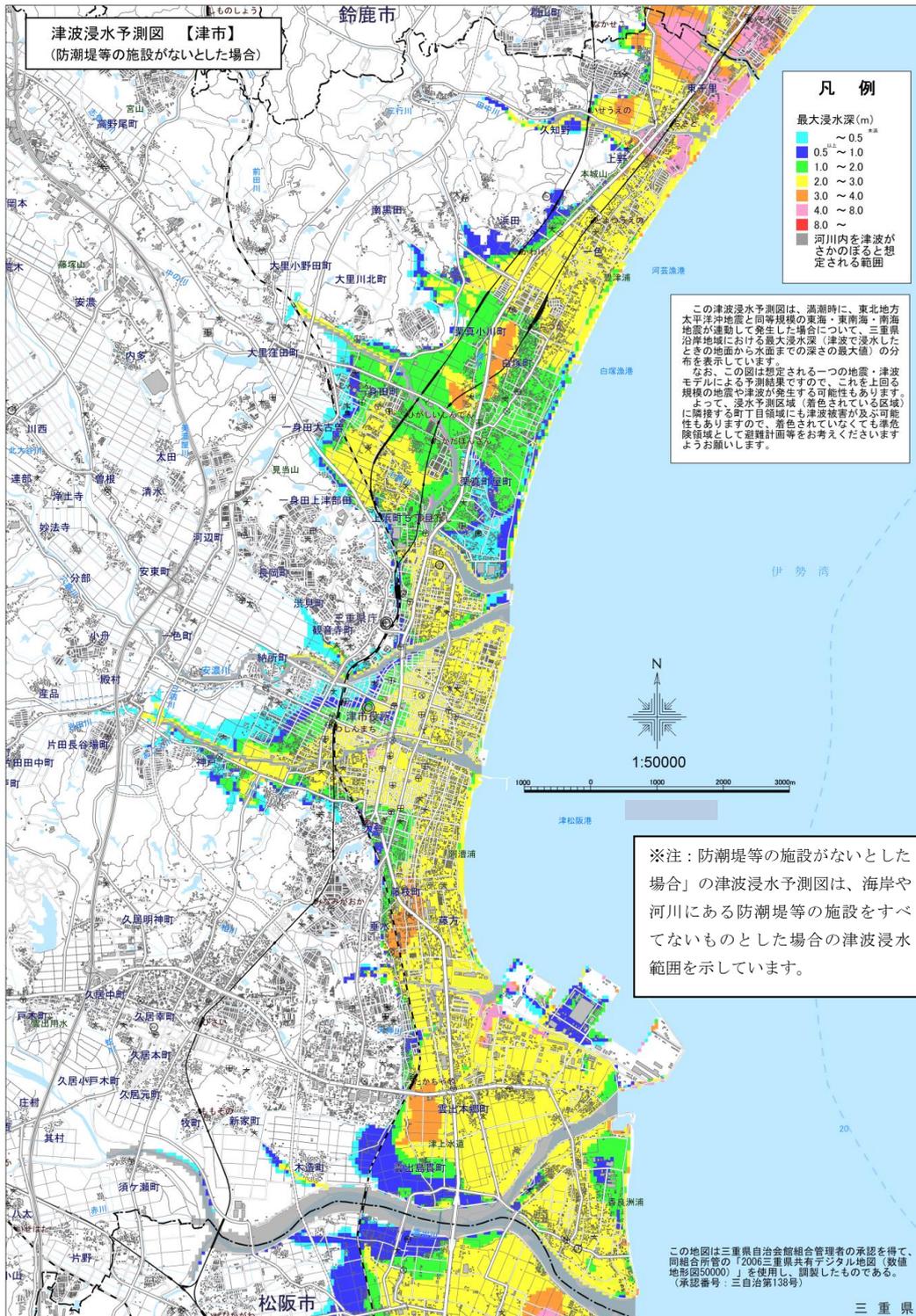
津波対策編 資料集

1 被害想定（危機管理部）

(1) 東海・東南海・南海地震同時発生（M9.0想定）

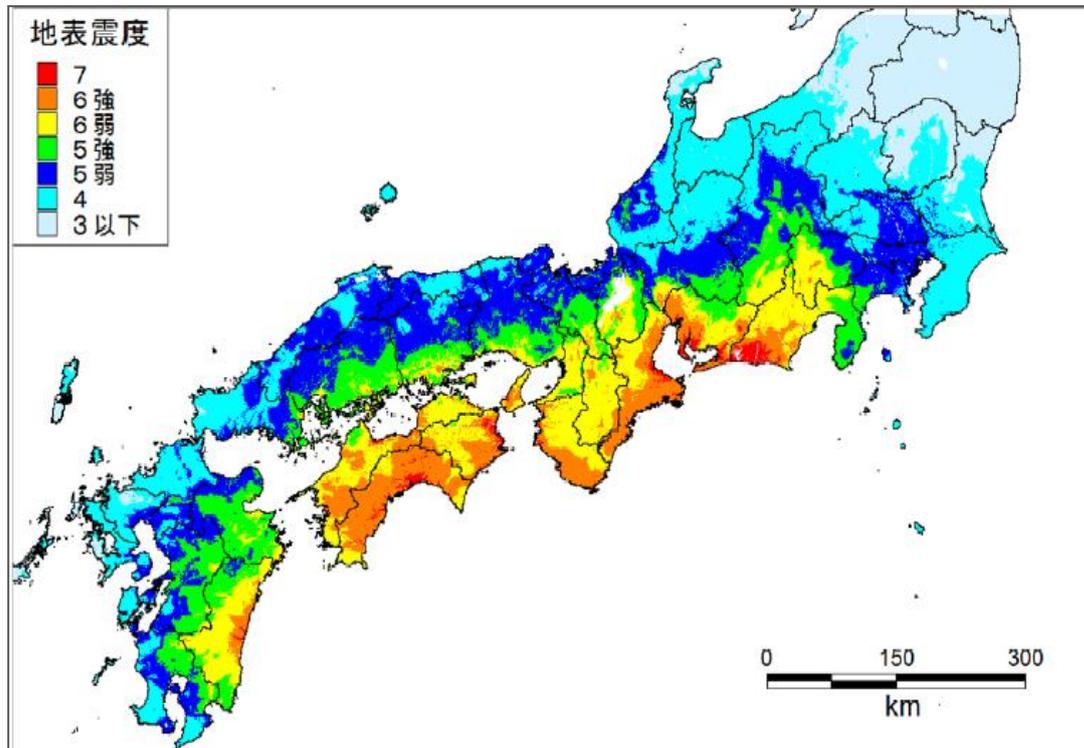
津波浸水予測図

この津波浸水予測図は、平成24年3月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した津波浸水予測図（防潮堤等の施設がないとした場合 ※注）であり、満潮時（TP+1.3m）に東海・東南海・南海地震が同時に発生（M9.0）した場合の最大浸水深の分布を示したものです。



(2) 南海トラフ巨大地震モデル検討会による津波高・浸水域等（第二次報告）

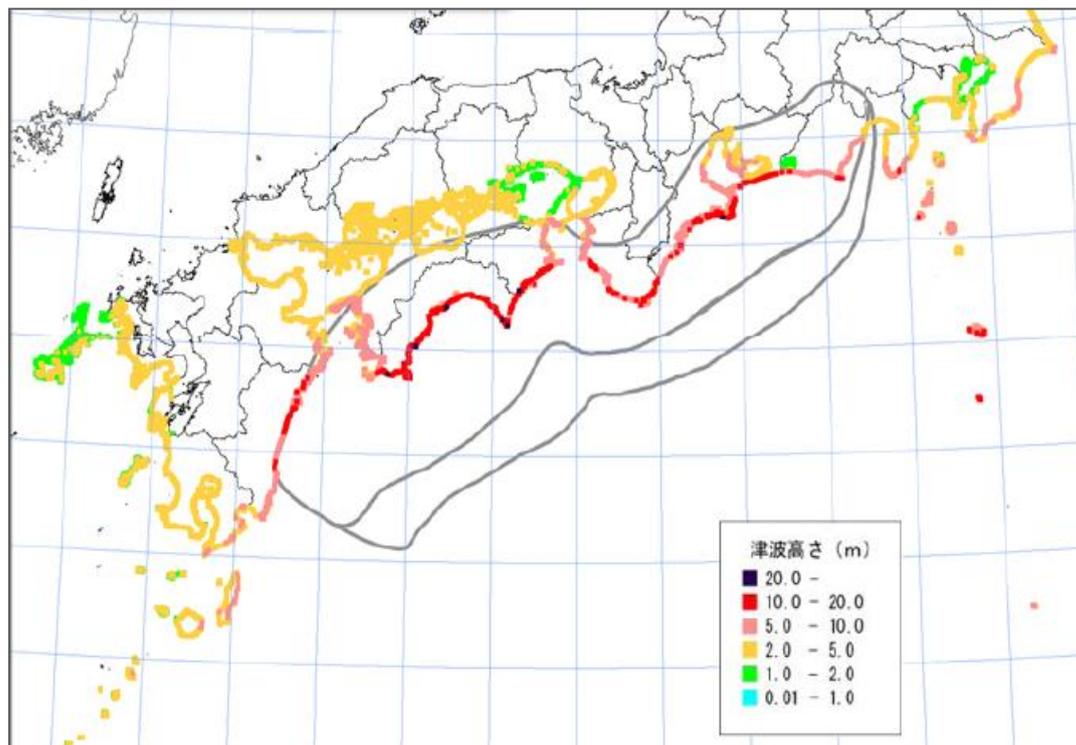
ア 震度分布



【陸側ケースの震度分布】

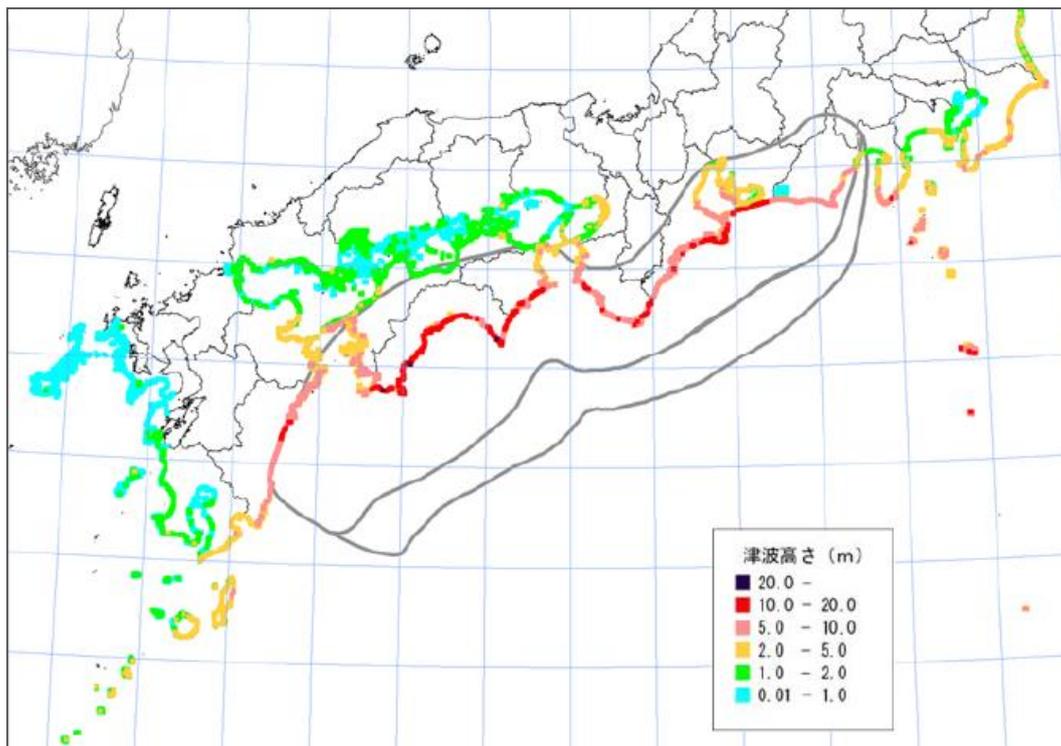
イ 津波の高さ

(7) 満潮時



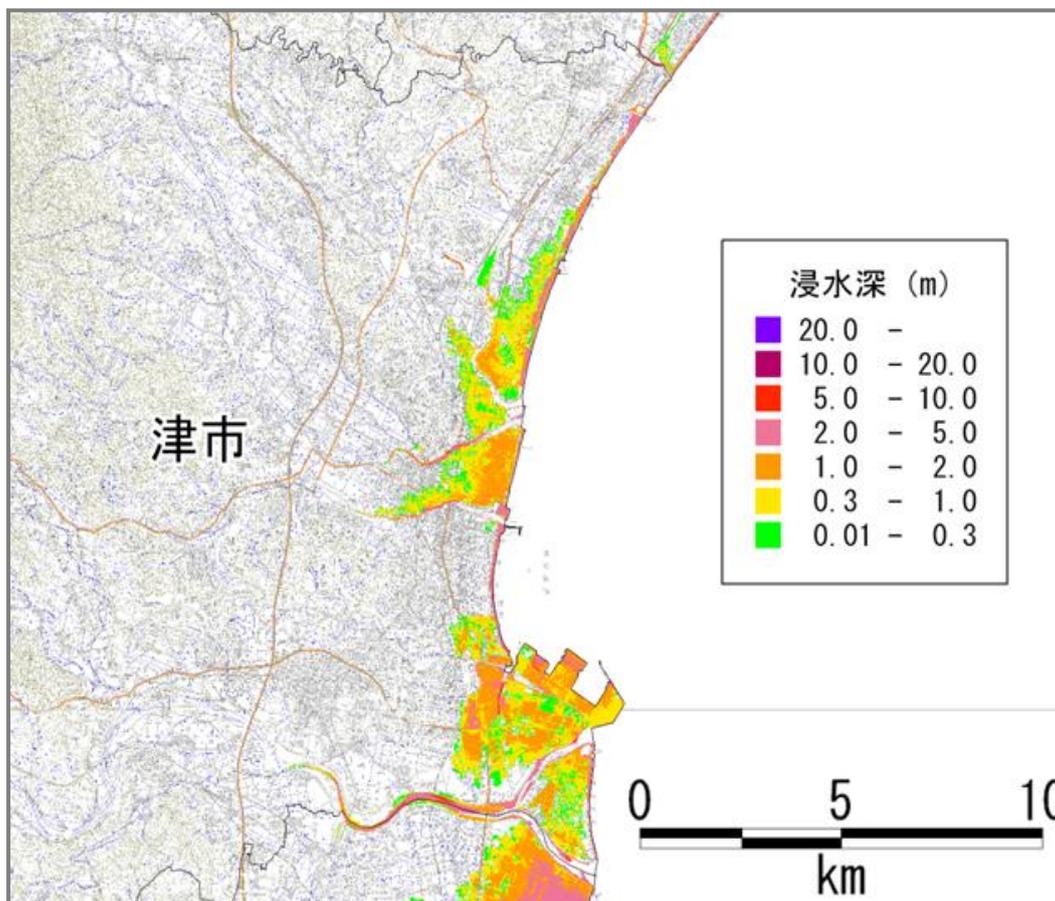
【「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定】

(イ) 満潮位を引いた津波高



【「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定】

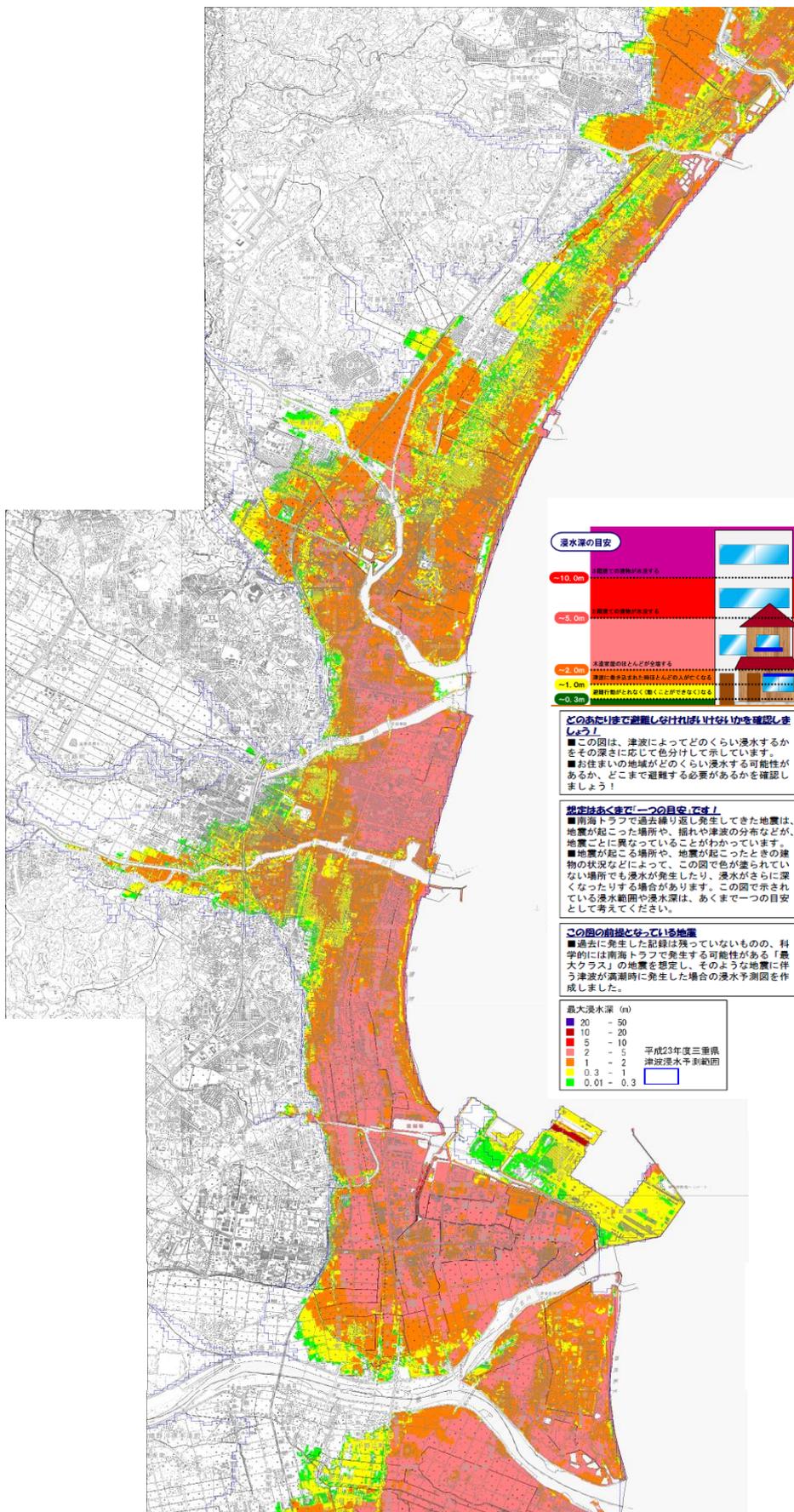
ウ 津波の浸水分布図



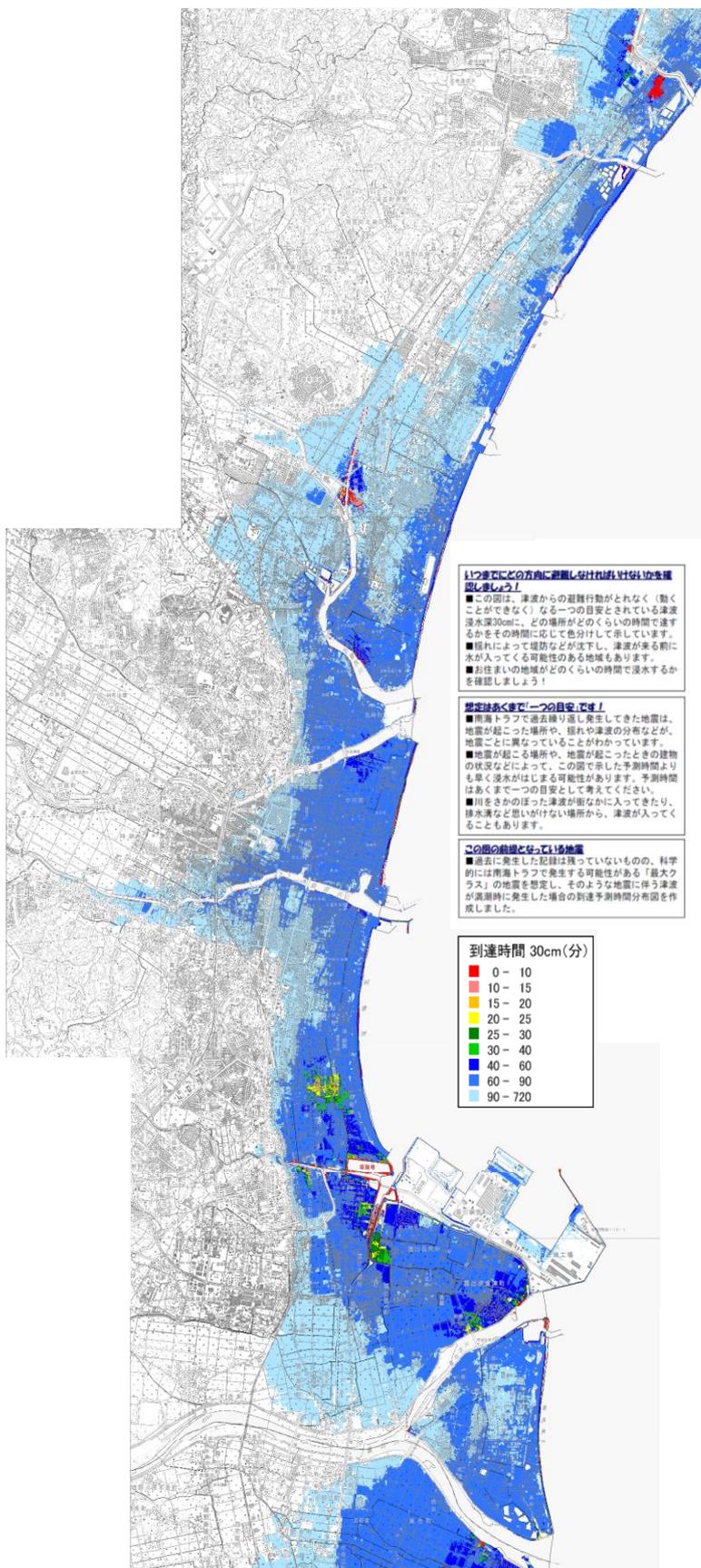
【「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に大すべり域を設定、堤防条件：津波が乗り越えたら破堤】

(3) 平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果 (平成 26 年 3 月 13 日)

ア 津波浸水予測図 (理論上最大)



イ 津波浸水深 30 cm到達予測時間分布図（理論上最大）



2 津波避難ビル・津波避難協力ビル（指定緊急避難場所）指定一覧（危機管理部）

(1) 津波避難ビル

(津地域)

	施設名	所在地	階数	海拔 (m)	避難場所	避難入口	地震自動開錠 鍵ボックス	面積 (㎡)	最大収容 人数(人)
1	北立誠小学校	江戸橋一丁目 30	3階	1.7	3階、屋上 *屋上は南棟のみ	昇降口	設置済	1,390	1,390
2	三重県勤労者福祉会館	栄町一丁目 891	6階	4.8	6階講堂	正面玄関		180	180
3	J Aビル専用駐車場	栄町二丁目 407-2	7階	4.3	3階、4階、5階、6階、屋上	施設西側出入口、施設北側駐車場出入口		3,600	3,600
4	アスト駐車場	羽所町 700	9階	3.8	3階以上(3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 屋上)	東側正面入口		11,265	11,265
5	イセッビル	桜橋三丁目 408	5階	1.6	4階会議室	施設北側屋外階段		120	120
6	南立誠小学校	桜橋二丁目 39	3階	1.2	3階、屋上 *屋上は北棟のみ	昇降口、西側屋外階段	設置済	2,230	2,230
7	橋北中学校	桜橋二丁目 38-1	4階	1.1	3階、4階、屋上 *屋上は北棟のみ	昇降口	設置済	3,570	3,570
8	三重県津庁舎(本館)	桜橋三丁目 446-34	6階	1.8	本館6階大会議室	正面玄関、南側出入口		255	255
9	ホテル ザ・グランコート津西	広明町 345-4	8階	6.9	3階廊下、4階廊下、5階廊下、6階廊下、7階廊下、8階廊下、屋上	施設南側正面玄関		360	360
10	フェニックスホテル	大門 28-8	6階	1.8	3階廊下、4階廊下、5階廊下、屋上	施設西側正面玄関		250	250
11	(市営)フェニックス通り駐車場	大門 7-32	8階	2.6	3階以上(3, 4, 5, 6, 7, 8, 屋上)	西側センターパレスビル非常階段		6,193	6,193
12	大門病院	大門 1-3	8階	2.2	3階リハビリテーションルーム	病院玄関、夜間通用口		200	200
13	津センターパレスビル	大門 7-15	10階	2.6	3階(廊下)、4階(廊下、従業員休憩室)、5階(廊下、大宴会場、中宴会場、小宴会場、宴会ロビー)	4階南側入口、ホテル津センターパレス玄関		1,560	1,560
14	津中央郵便局	中央 1-1	7階	2.5	3階廊下、4階廊下、5階廊下・中庭	施設南側ゆうゆう窓口横		720	720

	施設名	所在地	階数	海拔 (m)	避難場所	避難入口	地震自動開錠 鍵ボックス	面積 (㎡)	最大収容 人数(人)
15	フェニックスメディカル センタービル	乙部 5-3	6階	1.5	4階(ホール・ロビー・ 食堂・多目的スペース・ 屋上)、5階(ホール・ トレーニング室・スタジオ)	施設北側出入口		700	700
16	津老人保健施設アルカデ ィア	乙部 11-5	6階	1.2	5階デイルーム機能訓練 室、5階屋上	施設西側正面玄関		550	550
17	贄崎地区防災コミュニテ ィセンター	港町 1-23	2階	2.0	屋上	正面玄関	設置済	40	40
18	敬和公民館	寿町 21-22	3階	1.7	3階(大会議室、研修室 A)	玄関	設置済	180	180
19	C Sビル	寿町 18-15	6階	0.7	屋上	施設東側通路		200	200
20	高洲会館	高洲町 18-14	2階	1.1	屋上	外部階段出入口	設置済	150	150
21	敬和小学校	中河原 445	3階	1.4	3階、屋上	昇降口	設置済	2,080	2,080
22	東橋内中学校	中河原 356-2	4階	1.3	3階、4階、屋上 *屋上は北棟のみ	昇降口	設置済	2,120	2,120
23	さくら児童館	中河原 2075	2階	2.0	屋上	外部階段出入口	設置済	150	150
24	養正小学校	丸之内養正町 14- 1	3階	3.3	3階、屋上 *屋上は東棟のみ	昇降口	設置済	1,820	1,820
25	津市本庁舎	西丸之内 23-1	8階	3.4	3階以上	正面、北、西玄関		920	920
26	津リージョンプラザ	西丸之内 23-1	3階	3.4	3階、屋上	津リージョンプラザ北・南玄関		2,010	2,010
27	津リージョンプラザ 立体駐車場	西丸之内 23-1	3階	3.4	3階、屋上	北側外付階段、南側外付階段		3,660	3,660
28	東邦ガス株式会社 津事業所	南丸之内 4-10	5階	2.1	屋上	施設西側屋外階段		110	110
29	津興第1ビル	本町 13-21	5階	2.4	屋上	東側共同住宅入口		100	100
30	西橋内中学校	東古河町 7-1	4階	3.9	3階、4階、屋上 *屋上は南棟のみ	昇降口	設置済	3,000	3,000
31	修成小学校	修成町 9-1	3階	2.3	3階、屋上 *屋上は南棟のみ	昇降口	設置済	1,630	1,630
32	サービス付き高齢者向け 住宅安濃津ろまん	神戸 154-9	6階	4.3	3階(通路・ホール)・ 4階(通路・ホール)・ 5階(通路・ホール)・ 6階(通路・ホール)、 屋上	施設西側正面出入口		2,600	2,600

	施設名	所在地	階数	海拔 (m)	避難場所	避難入口	地震自動開錠 鍵ボックス	面積 (㎡)	最大収容 人数(人)
33	神戸小学校	神戸 332-1	3階	5.3	3階、屋上 *屋上は普通教室棟 (南)、特別教室棟(北) のみ	昇降口	設置済	2,260	2,260
34	雲出小学校	雲出本郷町 1164	3階	1.9	3階、屋上 *屋上は北棟のみ	昇降口	設置済	1,440	1,440
35	くもづホテル&コンファ レンス	雲出長常町 626- 10	3階	1.6	3階廊下	施設北側正面出入口		75	75
36	殿木集会所	雲出島貫町 488- 1	2階	2.9	屋上	外部階段出入口	設置済	50	50
37	津市モーターボート競走 場	藤方 637	5階	1.8	スタンド棟：3階、4階	正面入場ゲート部分		10,400	10,400
38	パナソニック株式会社 エレクトリックワークス 社 津工場 厚生会館	藤方 1668	3階	1.3	津工場厚生会館 3階	正門及び北門入口		680	680
39	L u t ' s (ラッツ)	藤方 716	2階	1.8	屋上駐車場(最上階)	施設北側屋上駐車場出入口		4,630	4,630
40	藤水小学校	藤方 1627	3階	1.2	3階、屋上	昇降口	設置済	1,720	1,720
41	三重県立豊学校	藤方 2304-2	3階	2.0	管理棟 3階各普通科教室	昇降口	設置済	290	290
42	三愛相生町ビル	相生町 10	2階	1.6	屋上	外付階段		110	110
43	三重県立みえ夢学園高等 学校	柳山津興 1239	3階	2.8	本館 3階普通科教室	正面玄関	設置済	540	540
44	中日新聞 津橋南専売所	上弁財町 15-8	3階	3.2	屋上	東側階段		160	160
45	橋南中学校	上弁財町津興 2537-4	4階	2.9	3階、4階、屋上 *屋上は南棟のみ	昇降口	設置済	2,560	2,560
46	育生小学校	下弁財町津興 1350	3階	2.4	3階、屋上 *屋上は西棟のみ	昇降口	設置済	2,940	2,940
47	三重県立津工業高等学校	半田 534	4階	2.0	普通科教室棟(4階視聴 覚室)	昇降口	設置済	135	135
48	市営白塚団地3号館	白塚町 58-3	5階	3.7	屋上	外部階段出入口	設置済	300	300
49	白塚小学校	白塚町 4463	3階	2.1	3階、屋上 *屋上は西棟除く	昇降口	設置済	1,930	1,930
50	栗真小学校	栗真中山町 452	3階	2.5	3階、屋上 *屋上は西棟のみ	昇降口	設置済	1,540	1,540
51	一身田小学校	一身田大古曾 355	3階	3.7	3階、屋上 *屋上は西棟のみ	昇降口	設置済	2,670	2,670

	施設名	所在地	階数	海拔 (m)	避難場所	避難入口	地震自動開錠 鍵ボックス	面積 (㎡)	最大収容 人数(人)
52	第二岩崎病院	一身田町 387	4階	2.2	4階屋外ベランダ	施設北側正面入口、東側職員通用口		380	380
53	三重短期大学	一身田中野 157	4階	1.7	校舎棟3階、4階、屋上	南側正面玄関		2,750	2,750
54	一身田中学校	一身田中野 880-1	4階	2.5	3階、4階	昇降口	設置済	1,950	1,950
55	特別養護老人ホーム津の街	一身田平野 726-6	4階	1.6	3階、屋上	外部階段出入口		650	650
56	特定施設憩いの里津ケアホーム	一身田平野 726-3	4階	1.6	屋上	外部階段出入口		102	102
57	百五銀行岩田本店棟	岩田 21-27	1 2階	2.3	5階食堂	東非常口		550	550
58	百五銀行丸之内本部棟	丸之内 31-21	1 2階	2.4	5階食堂	西側通用口		400	400
59	津市雲出地区防災コミュニティセンター(津市防災物流施設)	雲出伊倉津町 792-1	3階	2.0	3階、屋上	外部階段出入口	設置済	1,080	1,080
60	相生会館	相生町 383	2階	2.1	屋上	外部階段出入口	設置済	84	84
61	津市応急クリニック及び教育委員会庁舎	西丸之内 37-8	4階	3.3	屋上	西側外付階段	設置済	200	200
62	中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)志登茂川浄化センター	白塚町 1592	3階	3.0	ポンプ機械棟屋上 管理棟屋上 汚泥棟屋上	屋外階段		1,510	1,510
63	東海眼科	羽所町 399	6階	3.7	6階 研修室	1階正面玄関、1階北側通用口		52	52
64	イオンモール津南	高茶屋小森町 145	4階	1.4	立体駐車場3階、4階、5階、屋上駐車場	立体駐車場1階出入口		28,031	28,031
65	津市久居消防署南分署	雲出本郷町 1631-10	2階	2.1	屋上	外部階段出入口	設置済	166	166
66	愛宕会館	愛宕町 10	2階	1.9	屋上	外部階段出入口	設置済	94	94
67	フラワーロード栄	栄町四丁目 185-1	3階	1.5	3階廊下(一部)、屋外物干場	1階西側通用口		51	51
68	一身田公民館(一身田出張所)	一身田町 293-3	2階	2.2	屋上	1階東側出入口	設置済	100	100
69	東横INN津駅西口	広明町 349-1	1 4階	5.7	3階から1 4階の廊下、屋上	正面玄関		639	639
70	津球場公園内野球場(メインスタンド)	本町 31-1	3階	2.6	メインスタンド	正面玄関	設置済	748	748

	施設名	所在地	階数	海拔 (m)	避難場所	避難入口	地震自動開錠 鍵ボックス	面積 (㎡)	最大収容 人数(人)
71	三愛物産株式会社 三重支店	藤方 1165-1	3階	0.9	3階資料室、屋上	外部階段出入口		231	231
72	津生協病院	寿町 16-24	4階	1.0	3階職員ルーム	東側屋外階段		94	94
73	津市北消防署	栗真中山町 816-6	2階	2.5	屋上	外部階段出入口	設置済	432	432
74	メゾンエスポワール	中央 14-8	5階	2.7	屋上	西側共同住宅入口		120	120

(河芸地域)

	施設名	所在地	階数	海拔 (m)	避難場所	避難入口	地震自動開錠 鍵ボックス	面積 (㎡)	最大収容人 数(人)
1	朝陽中学校	河芸町上野 2010	4階	3.3	3階、4階、屋上 *屋上は特別教室棟のみ	昇降口	設置済	2,460	2,460
2	児童養護施設里山学院な のはな	河芸町影重 1171 番地 1	3階	2.7	屋上	正面玄関		100	100
3	豊津小学校	河芸町一色 1680	4階	2.9	3階、屋上 *西棟のみ	昇降口	設置済	570	570

(香良洲地域)

	施設名	所在地	階数	海拔 (m)	避難場所	避難入口	地震自動開錠 鍵ボックス	面積 (㎡)	最大収容人 数(人)
1	津市香良洲庁舎	香良洲町 1878	2階	1.4	屋上	正面玄関		290	290
2	香良洲歴史資料館(若桜 会館)	香良洲町 6320	3階	1.5	3階	正面玄関	設置済	190	190
3	川口ポンプ場	香良洲町 3763-1	3階	1.6	3階、屋上	西側玄関	設置済	270	270
4	掘割ポンプ場	香良洲町 3953-3	3階	1.6	3階、屋上	北側2階玄関	設置済	410	410
5	香良洲小学校	香良洲町 2190-1	3階	1.2	3階、屋上	正面玄関	設置済	1,080	1,080
6	香海中学校	香良洲町 128	屋内運動 場屋上	3.2	屋内運動場屋上	外付階段	設置済	220	220

	施設名	所在地	階数	海拔 (m)	避難場所	避難入口	地震自動開錠 鍵ボックス	面積 (㎡)	最大収容人 数 (人)
7	まつぼっくり作業所	香良洲町 5722	3階	1.4	3階、屋上	作業所北側入口	設置済	540	540

(2) 津波避難協力ビル

	施設名	所在地	階数	海拔 (m)	避難場所	使用期間	避難入口	面積 (㎡)	最大収容人 数 (人)
1	MOREビル (モアビル)	栄町三丁目 141-1	6階	1.7	3階ホール、4階 (ホール、廊下)、5階 (ホール、廊下)、6階 (ホール、廊下)、屋上	午前9時から午後5時まで 土、日曜・祝日及び年末年始 (12/29~1/4)・ お盆 (8/13~8/16) を除く毎日	施設内階段	580	580
2	HOWAビル津	栄町二丁目 380	5階	2.1	3階廊下、4階廊下、5階廊下	平日：午前8時から午後6時まで 土、日曜・祝日：午前9時から午後6時まで 年末年始 (12/30~1/3)・お盆 (8/11~ 8/15)・GWを除く毎日	正面玄関	58	58
3	津栄町三交ビル	栄町四丁目 643	6階	1.4	3階廊下、喫煙室	午前10時から午後6時まで 火、水曜日及び年末年始 (12/29~1/3)・ 夏季休暇 (8/13~8/16) を除く毎日	西側通用口	51	51
4	津第二地方合同庁舎	島崎町 327-2	5階	1.7	3階廊下、4階廊下、5階廊下	午前8時30分から午後5時15分まで 土、日曜・祝日及び年末年始 (12/29~1/3) を除く毎日	正面玄関、北側玄関	301	301
5	タカノビル	丸之内 24-16	4階	2.4	3階廊下、4階廊下、屋上	午前8時から午後6時まで 日曜・祝日及び年末年始 (12/30~1/4) を 除く毎日	正面玄関	360	360
6	津商工会館	丸之内 29-14	5階	2.5	5階会議室、屋上	午前9時から午後5時30分まで 土、日曜・祝日及び年末年始 (12/29~1/3) を除く毎日	正面玄関	375	375
7	三重会館	中央 1-1	8階	2.5	6階、7階の廊下、リフレッシュコーナー及び会議室の一部	午前9時から午後5時まで 土、日曜日・祝日及び年末年始 (12/30~ 1/3) を除く毎日	正面玄関、北側通用口	294	294
8	七尾ビル	南中央 2-18	5階	2.9	3階ホール、4階ホール、屋上	午前8時30分から午後5時30分まで 土、日曜・祝日及び年末年始 (12/30~1/4)・ お盆 (8/13~8/16) を除く毎日	正面玄関	170	170
9	みえ医療福祉生活協同組合レインボーセンター	船頭町 3453	4階	2.6	3階廊下、ホール、会議室 (小)、会議室 (大)、4階廊下	午前8時30分から午後4時30分まで 土、日曜日・祝日及び年末年始 (12/30~ 1/3) を除く毎日	正面玄関	260	260
10	株式会社シーテック三重支社	大倉 12-19	4階	4.0	4階大会議室	午前8時30分から午後5時20分まで 土、日曜・祝日及び年末年始 (12/29~1/3)・ 創立記念日 (3/1)、特別休日 (5/1) を除く 毎日	正面入口、通用口	180	180

	施設名	所在地	階数	海拔 (m)	避難場所	使用期間	避難入口	面積 (㎡)	最大収容人 数(人)
11	日本土建本社ビル	大倉 19-1	7階	3.4	7階大会議室の一部、 屋上	午前8時から午後5時まで 土・日曜・祝日及び 年末年始・お盆・GWを除く毎日	正面玄関、西側 出入口	400	400
12	カヤバ株式会社三重工場	雲出長常町 1129-11	3階	1.4	事務所棟屋上	午前8時15分から午後5時まで 土・日曜及び祝日・夏季休暇ゴールデンウ ィーク期間を除く毎日	施設正面	350	350
13	津丸の内ビル	丸之内 9-18	8階	2.1	3階 階段室(通路部分 除く)、南側エレベータ ーホール、リフレッシュ ルーム 4階～8階 階段室(通 路部分除く)、南側エレ ベーターホール	午前9時から午後6時まで 土・日曜及び祝日・ゴールデンウィーク、 夏季休暇、年末年始を除く毎日	施設東側正面出 入口	309	309
14	ホームラン津店立体駐車 場	本町 34-15	5階	1.9	立体駐車場 3階、4階、 5階、屋上	午前9時から午前0時まで毎日 (年中無休)	立体駐車場南側 出入口	3,700	3,700
15	高田中・高等学校 5号館	大里窪田町 2865-1	5階	3.4	5号館校舎棟 3階、4階、5階	午前8時30分から午後4時30分まで ただし、土・日曜日、祝・休日、お盆(8/12 ～8/16)、年末年始(12/29～1/3)を除く	校舎棟玄関北 口、校舎玄関南 口	1,935	1,935
16	三重県自治会館	桜橋二丁目 96	4階	1.6	(4階) 第1研修室、第2研修 室、第3研修室、エレベ ーターホール、ホワイ エ、廊下	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土・日曜日、祝・休日、年末年始 (12/29～1/3)を除く	北側正面玄関、 北側通用口、 東側通用口	378	378
17	中部電力パワーグリッド 株式会社五軒町立体駐車 場	南丸之内 23.24.25	4階	2.1	立体駐車場 2階、3 階、屋上	午前7時20分から午後7時00分まで ただし、土・日曜日、祝・休日、年末年 始(12/29～1/3)を除く	立体駐車場正面 玄関出入口	1,600	1,600
18	三重県教育文化会館	桜橋二丁目 142	8階(本館) 4階(別館)	1.6	本館：3階(ホール・廊 下)、4階(ホール・廊 下・テラス)、5階(ホ ール・廊下)、6階(ホ ール・廊下)、7階(廊 下・テラス) 別館：3階(廊下)、4 階(廊下)	午前8時00分から午後10時00分ま で ただし、閉館日(年末年始、ゴールデ ンウィーク期間、夏季休暇、秋季休暇)を 除く	本館北側出入口	740	740
19	三重地方自治労働文化セ ンター	柴町二丁目 361	4階	1.8	4階大会議室	午前9時00分から午後5時30分まで ただし、土・日曜日、祝・休日、年末年 始(12/29～1/3)を除く	正面入口、通用 口	200	200

3 津波浸水時に使用しない指定避難所一覧（危機管理部）

※ 以下は、津波のおそれがある場合には開設しない避難所です。

ただし、備考欄に「津波避難ビル」と表示のある施設は、津波避難ビルとして活用できます。

(津地域)

番号	避難所名	所在地	備考
1	高田中・高等学校	一身田町 2843	津波避難ビル
2	一身田中学校	一身田中野 880-1	津波避難ビル
3	一身田公民館（一身田出張所）	一身田町 293-3	津波避難ビル
4	一身田小学校	一身田大古曾 355	津波避難ビル
5	三重短期大学	一身田中野 157	津波避難ビル
6	白塚小学校	白塚町 4463	津波避難ビル
7	志登茂川浄化センター	白塚町 1592	津波避難ビル
8	栗真小学校	栗真中山町 452	津波避難ビル
9	町屋会館	栗真町屋町 714-1	
10	三重県立国児学園	栗真町屋町 524	
11	北立誠小学校	江戸橋一丁目 30	津波避難ビル
12	橋北中学校	桜橋二丁目 38-1	津波避難ビル
13	南立誠小学校	桜橋二丁目 39	津波避難ビル
14	神戸小学校	神戸 332-1	津波避難ビル
15	西橋内中学校	東古河町 7-1	津波避難ビル
16	養正小学校	丸之内養正町 14-1	津波避難ビル
17	中央市民館	愛宕町 233	
18	贄崎地区防災コミュニティセンター	港町 1-23	津波避難ビル
19	高洲町教育集会所	高洲町 15-30	
20	さくら児童館	中河原 2075	津波避難ビル
21	東橋内中学校	中河原 356-2	津波避難ビル
22	敬和小学校	中河原 445	津波避難ビル
23	敬和公民館	寿町 21-22	津波避難ビル
24	修成小学校	修成町 9-1	津波避難ビル
25	三重県立津工業高等学校	半田 534	津波避難ビル
26	阿漕塚記念館	柳山津興 632	
27	三重県立みえ夢学園高等学校	柳山津興 1239	津波避難ビル
28	育生小学校	下弁財町津興 1350	津波避難ビル
29	橋南中学校	上弁財町津興 2537-4	津波避難ビル
30	三重県立豊学校	藤方 2304-2	津波避難ビル
31	藤水小学校	藤方 1627	津波避難ビル
32	藤水出張所	藤方 1491-2	

番号	避難所名	所在地	備考
33	雲出出張所	雲出本郷町 1388-1	
34	雲出小学校	雲出本郷町 1164	津波避難ビル
35	雲出市民センター	雲出本郷町 1389	
36	雲出市民館	雲出島貫町 488-7	
37	殿木集会所	雲出島貫町 488-1	津波避難ビル
38	津市雲出地区防災コミュニティセンター（津市防災物流施設）	雲出伊倉津町 792-1	津波避難ビル

(河芸地域)

番号	避難所	所在地	備考
1	朝陽中学校	河芸町上野 2010	津波避難ビル
2	豊津小学校	河芸町一色 1680	津波避難ビル

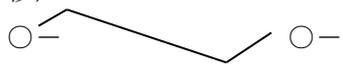
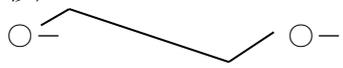
(香良洲地域)

番号	避難所	所在地	備考
1	香良洲小学校	香良洲町 2190-1	津波避難ビル
2	香海中学校	香良洲町 128	津波避難ビル
3	香良洲公民館	香良洲町 1876-1	
4	香良洲歴史資料館（若桜会館）	香良洲町 6320	津波避難ビル
5	まつぱっくり作業所	香良洲町 5722	津波避難ビル
6	香良洲体育館（地）	香良洲町 3952-90	
7	サンデルタ香良洲（地）	香良洲町 2167	

（地）は地震時に限ります。

4 津波警報等の標識（危機管理部）

＜気象業務法施行規則及び予報警報標識規則に基づく津波警報等の標識＞

標識の種類	標 識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点2点との斑打) ●—●—● ●—●	(約10秒)  (約2秒)
津波警報標識	(2点) ●—● ●—● ●—●	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) ●—●—●—●	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

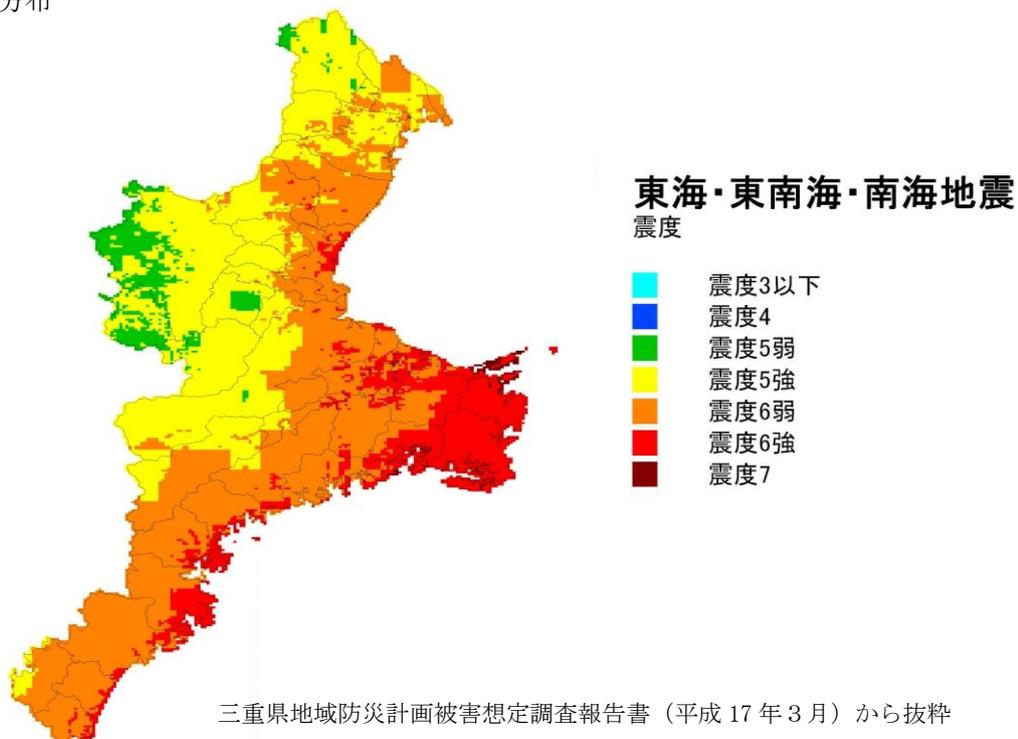
(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とします。

(参考)

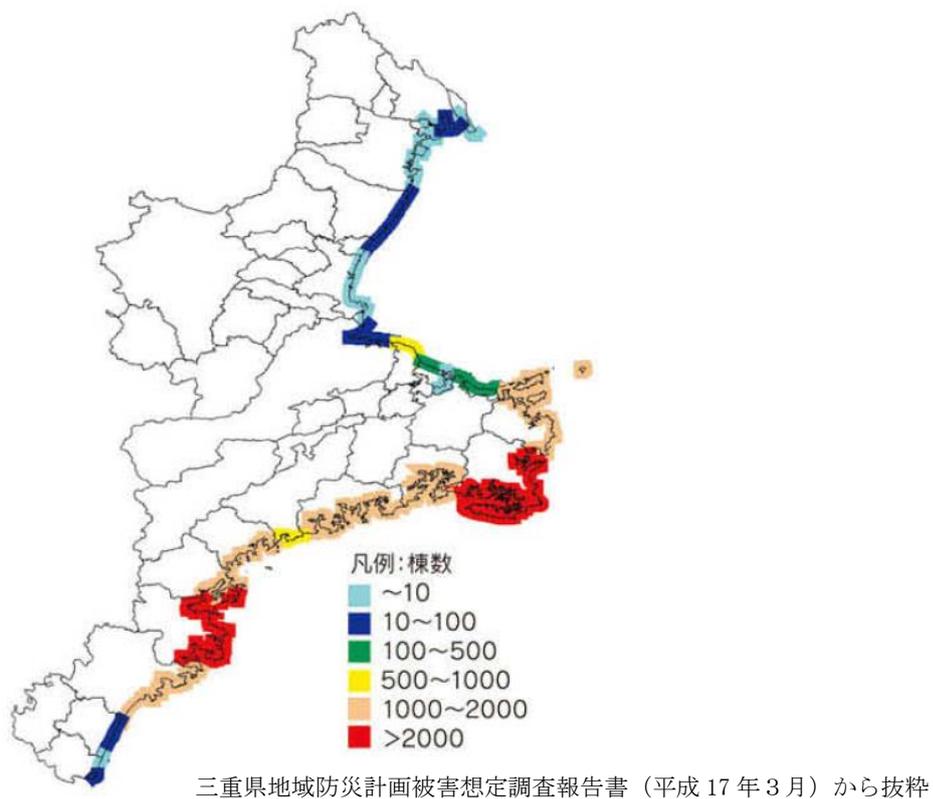
被害想定（危機管理部）

東海・東南海・南海地震同時発生（M8.7）

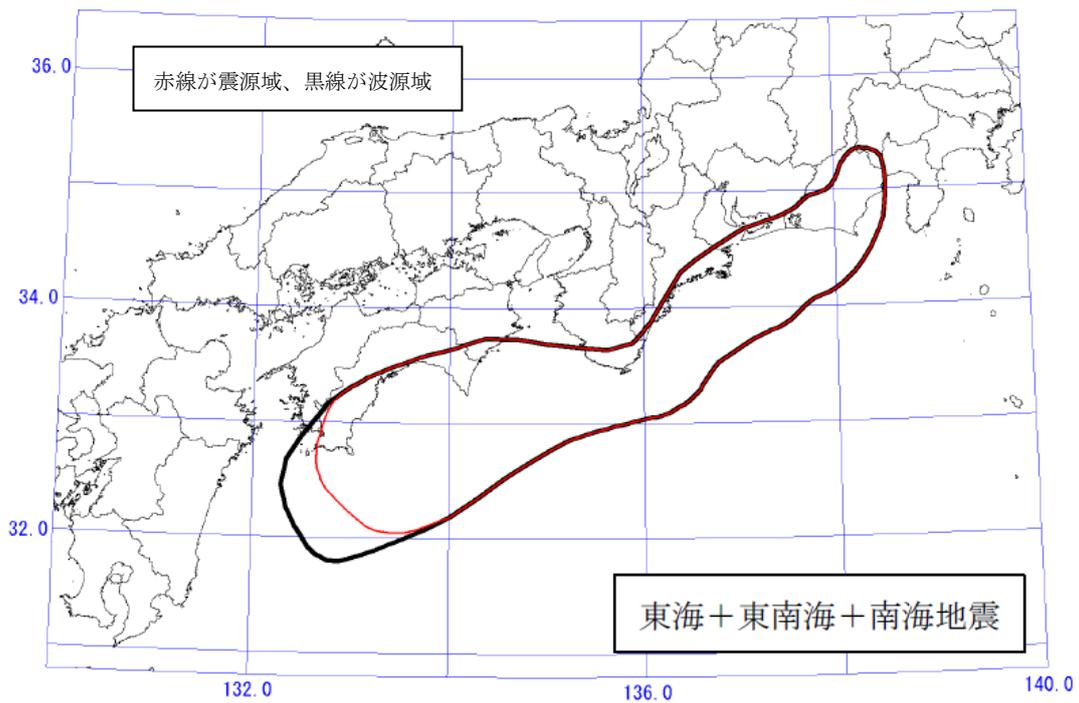
ア 震度分布



イ 津波による建物被害（全壊棟数+半壊棟数）

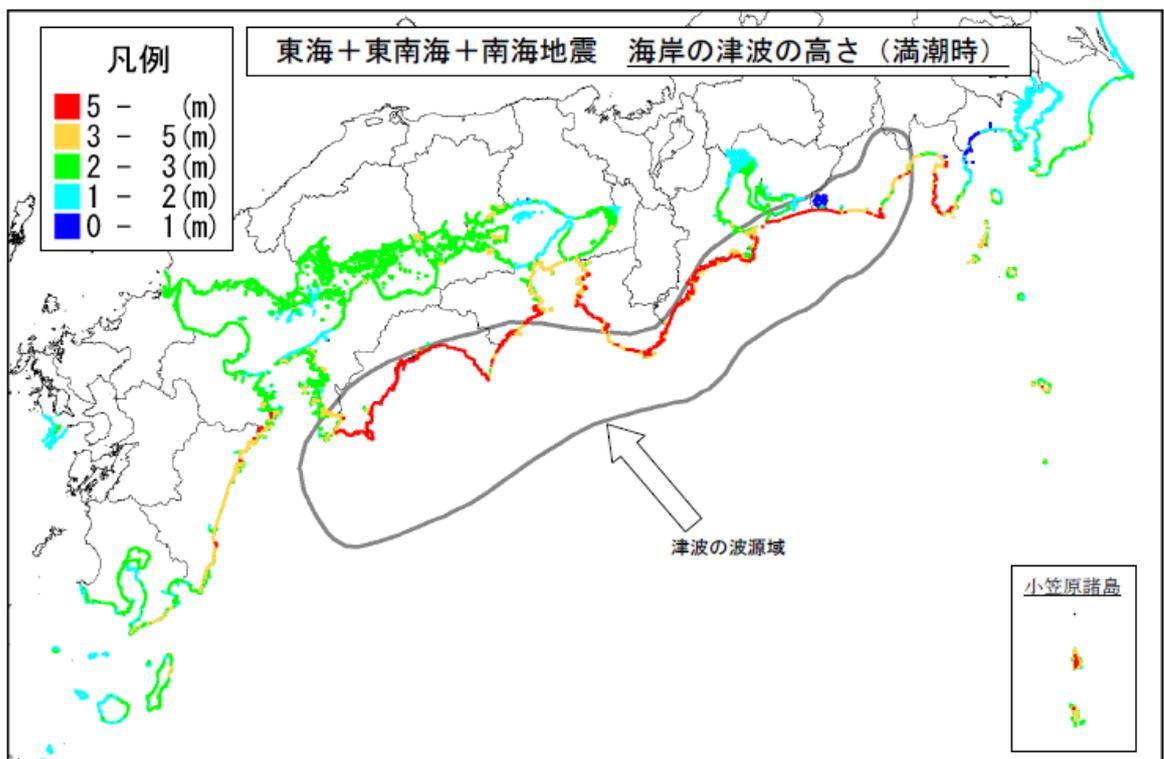


ウ 震源域及び波源域図



中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会（平成 15 年 9 月）」公表資料から抜粋

エ 海岸の津波の高さ（満潮時）

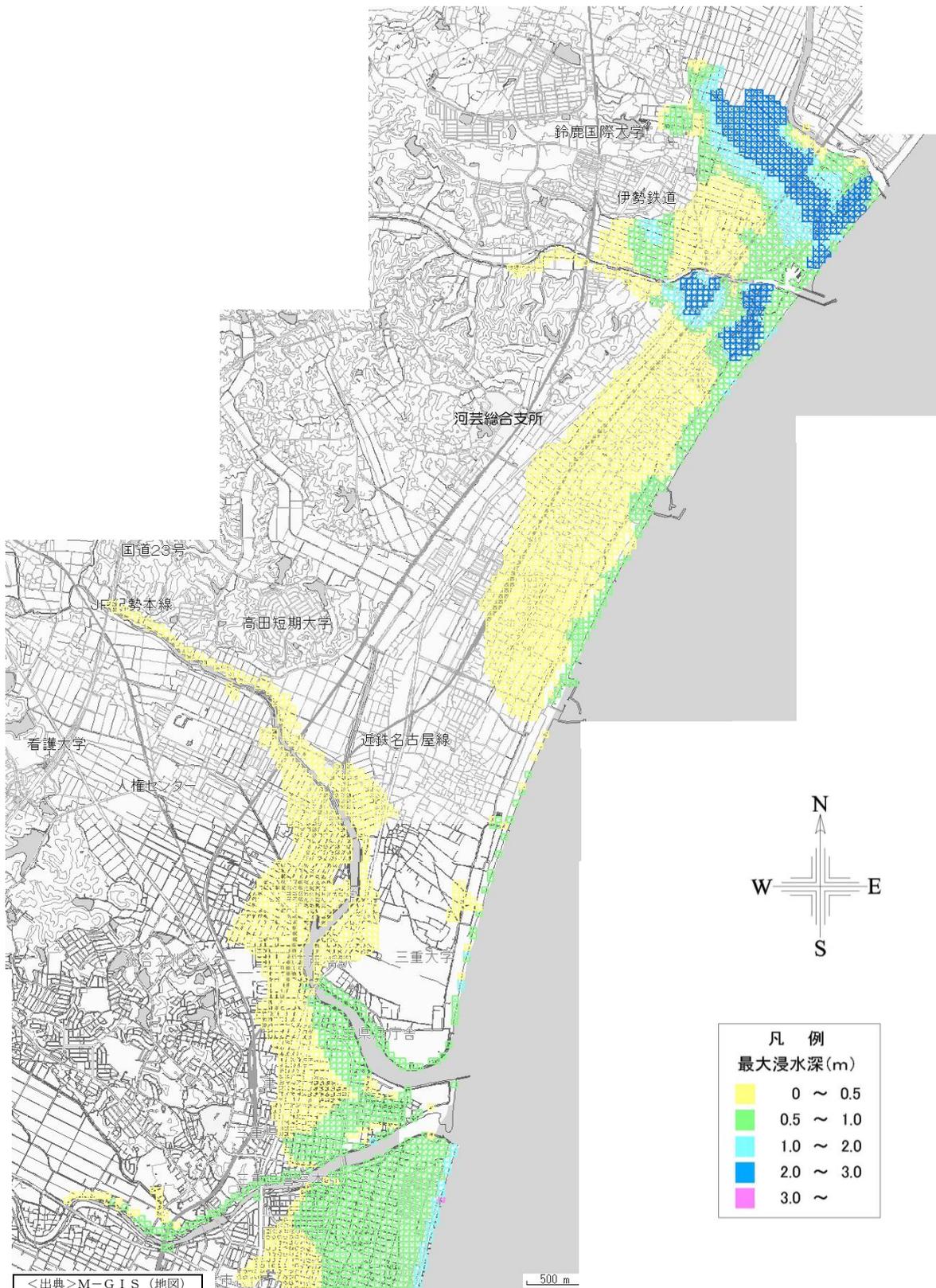


中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会（平成 15 年 9 月）」公表資料から抜粋

オ 津波浸水予測図

この津波浸水予測図は、平成16年3月に三重県が発表した津波浸水予測図（防潮施設等が機能しない場合）に基づき、満潮時（TP+1.31m）に東海・東南海・南海地震が同時に発生（M8.7）した場合の最大浸水深の分布を示したものです。

<津市北部>



津市地域防災計画

一 津波対策編 一

令和 7年 2月 発行

津市防災会議

(津市 危機管理部)

〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号

電話 (059)229-3281